

第40回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成17年9月21日(水)午後1時30分～

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 霧島市市章採用品表彰

4 諸般の報告

5 議 事

(報告事項)

- (1) 報告第47号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて(協定項目24)
- (2) 報告第48号 交通関係事業の取扱いについて(協定項目25 - 7)
- (3) 報告第49号 - 特別職の身分の取扱いについて(協定項目12)
- (4) 報告第49号 - 特別職の身分の取扱いについて(協定項目12)
- (5) 報告第50号 使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目16)
- (6) 報告第51号 消防団の取扱いについて(協定項目23)
- (7) 報告第52号 消防防災関係事業の取扱いについて(協定項目25 - 6)
- (8) 報告第40号 - 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて(協定項目25 - 16 -)
- (9) 報告第44号 - 農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて(協定項目25 - 16 -)
- (10) 報告第39号 - 社会教育事業の取扱いについて(協定項目25 - 22)
- (11) 報告第54号 その他事業【契約関係事務】の取扱いについて(協定項目25 - 27 -) 6

新市まちづくり計画(実施計画)について

7 コミュニティ検討委員会意見書及び共生・協働のまちづくり指針(素案)について

8 その他

- (1) 「霧島市公共施設名称」について
- (2) 次回の会議日程等について

9 閉 会

会 議 出 席 者

有村久行委員	湯前則子委員
福島英行委員	山口茂樹委員
前田終止委員	榎木ヒサ工委員
吉村久則委員	上村哲也委員
津田和 操委員	新村 俊委員
小原健彦委員	宮田揮彦委員
西村新一郎委員	石田與一委員
山下勝義委員	徳永麗子委員
福丸 一委員	永田龍二委員
榎並 勉委員	松山典男委員
深町四雄委員	岩崎薩男委員
徳田和昭委員	狩集玲子委員
樋渡 明委員	砂田光則委員
常盤信一委員	松永 讓委員
今村日出子委員	原田統之介委員
黒木更生委員	児玉實光委員
尾崎東記代委員	林 麗子委員
桑原映人委員	
稲垣克己委員	
川畑征治委員	
小久保明和委員	
諏訪順子委員	
松枝洋一郎委員	
秋峯イクヨ委員	
今島 光委員	
延時力蔵委員	
道祖瀬戸謙二委員	
東鶴芳一委員	
原 京子委員	
森山博文委員	

会 議 欠 席 者

西 勇一委員

今吉耕夫委員

大庭 勝委員

脇元 敬委員

八木幸夫委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

ただいまから第40回始良中央地区合併協議会を開会いたします。一同礼。本日は始良中央地区合併協議会規約に定めます定足数を満たしておりますことを報告させていただきます。なお、ご都合によりまして今吉委員、大庭委員、西委員、脇元委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。今、事務局の方からご案内がありましたように、本日は第40回目の会議を開催をさせていただきました。皆さん方には本当にお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。もう合併までにいよいよあと47日というふうになってまいりました。合併が差し迫ってきたなあという感じがしているところでございます。9月に入りまして6日には大型の台風14号の襲来がございましたが、全国的には各地で大きな被害がございましたが、おかげさまで本地区には人命に関わるような大きな被害もなく幸いなことであつたと思っております。なお、災害を受けられた方々に対しましては心からお見舞いを申し上げたいと思います。11日には衆議院選挙が執行されました。結果につきましては皆様ご案内のとおりでございますが、何よりも国内の景気の早期回復と経済の安定を念願するものでございます。さて、いよいよ合併までに調整し、報告するといたしておりました案件につきましてもほぼ大詰めを迎え、本日も最終段階の案件を数多く協議をいただくということになっているところでございます。途中休憩も挟みながら本日は進めさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願い申し上げます。なお、本日は、この前に立ってございますが、前回の会議で協議、決定いただきました霧島市市章採用作品の表彰もこの場でさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。以上であいさつを終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、ただいまから霧島市市章採用作品表彰を行います。全国からご応募いただきました2,923点の作品の中から最優秀賞、これは採用作品でございますけれども、これに鹿児島市在住の田中一則様が当選されておられます。本日は田中様にご出席をいただいておりますので、これより鶴丸合併協議会会長の方から賞状及び賞金が贈られます。田中様、会長席の前の方にお進みください。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

賞状、最優秀賞、田中一則殿。あなたは、このたび誕生する霧島市の市章に応募され、そのデザインが、審査の結果、特に優秀と認められましたので、これを賞します。平成17年9月21日、鹿児島県始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人。おめでとうございます。（拍手）、それでは一言御礼をさせていただきます。先生が、感動の余りだったかと思えますけれども、あのシンボルマークも飛び跳ねて喜んでおったようでございます。今回です全国からこの市章に応募いたしまして、今、お話がございました2,923点という全国からの応募がございまして、ただいま先生の作品を、これはこの小委員会、そ

れから全体のこの協議会の中で審査、決定をさせていただいたところでございます。私どもといたしましては、県外からもたくさんございましたけれども、私どもに最も身近な鹿児島県内からの作品が採用されたということは、本当に協議会委員みんなも喜ばせていただいているところでございます。今後はこの新しい市章をシンボルマークとして、また新たな霧島市の市章として広く定着、活用させていただく予定でございますので、どうかよろしくようお願い申し上げたいと思います。本日は大変お忙しい中にご出席を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして霧島市市章採用作品表彰を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

田中さん、予定にはございませんけど、何か一言ご感想でもあれば、よろしく。（拍手）、たんたんとして結構です。はい。

○受賞者（田中 一則）

皆様本日は本当ありがとうございました。何か鹿児島の人間としてですね鹿児島県内の都市の市章にその採用していただいたということですね、多分ほかの例えば薩摩町とか、薩摩川内とかという所は県外の方ばかりだったんですよ。それでどうしてもその県内のですねその人が県内のその市町村の表現はうまいんじゃないかということなんですけれども、なかなか採用に至らずに、今回霧島市の市章を頑張ってみました。採用してくださった、審査してくださった先生方もそうですけれども、本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

大変ありがとうございました。この後田中様は退席をされ、記念撮影の方に移られます。これからの会議の進行につきましては、合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、これから会議の議長をしばらく務めさせていただきます。どうか委員の皆様方の活発なご意見・ご協力をよろしくお願い申し上げます。初めに会議次第第4の諸般の報告です。合併協議会の行事や事務局の動き等について事務局の方からよろしくご説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の協議会の会議次第に続きまして1ページから2ページ、3ページ、4ページにかけまして諸般の報告として協議会の行事や事務局の動き等について整理をしてございますので、お開きをいただきたいと思います。その主なものについてだけご説明申し上げます。まず、8月の17日に第39回の協議会が開催されました以降の主な行事について整理をさせていただきます。ほぼ毎日のように複数の会議が開催されているという状況でございます。8月の25日になりますけれども、第45回の幹事会を開催をいたしております。この45回の幹事会の内容につきましては、本日後ほど協議としてご報告申し上げますけれども、自治会・行政連絡機構の取扱い、それから交通関係事業の取

扱い等について幹事会の方で協議し、決定をみております。そのほかBランクの項目等についても幹事会として決定をしているところでございます。それから、8月の26日でございますけれども、特別報酬等の検討委員会を開催いたしております。これは第2回目の検討委員会でございます。実はこの第1回の報酬検討委員会につきましては8月の19日(金曜日)に開催しておりますが、記載漏れがございましたので、訂正の上ご報告申し上げたいと思います。第1回目が8月19日に特別職報酬等検討委員会を開催し、それから8月の26日に第2回目、そして次のページになりますけれども、9月の2日でございますが、ここに特別職報酬検討委員会がございますけれども、この日に第3回の検討委員会を開催いたしております。この日をもって答申がなされております。内容等につきましてはまた後ほど本日協議の中でご報告をさせていただきます。開けていただきまして2ページの方についてはそれぞれ会議が開催されておりますので、お目通しを願いたいと思います。3ページの方ですが、9月の15日、第46回の幹事会を開催いたしております。この日の幹事会につきましても本日ご報告申し上げますAランクの協議事項について幹事会で協議をいたしております。そのほかBランクについても協議をいたしております。それから併せまして新市まちづくり計画の実施計画、それからいわゆる共生・協働のまちづくり指針といたしましてコミュニティ検討委員会、それから内部のコミュニティ調整会議で調整いたしました案について幹事会の方でも協議をいたしたところでございます。これにつきましても本日の会議の中で後ほどまたご報告を申し上げたいというふうに思っております。それから、9月の20日の所に本庁舎レイアウト打ち合わせという形で書いてございますが、本庁舎の方につきましては、現在新しい組織機構の配置をどのように収めるかということで、本庁舎の方が増課になりますので、その機構に見合ったレイアウト作業を行っておりまして、ほぼ最終段階を迎えてきているというような状況でございます。今後はこれらを確定いたしまして引っ越し等の作業等に生かしていくという形になろうかと思っております。それから、9月の21日、本日が第40回の協議会でございます。今後の予定といたしましては3ページから4ページにかけて整理をしてございます。お目通しを願いたいと思いますが、現段階におきましては、一番最後になりますけれども、第41回の合併協議会を10月の31日に当多目的ホールで開催するというような予定にいたしております。以上、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま事務局長から説明がございました諸般の報告について何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員(東鶴 芳一)

東鶴でございます。電算システムにつきまして、以前、2月だったと思うんですが、質問させていただいた時に、各グループで調整やって会議等してますよという報告を受けまして、今日のまたこの配付資料を見ますと全く変わらない文言で開催していますよというふうになっております。先ほど会長さんがおっしゃったみたいに47日あと残りでございます。そこで進捗状況、計画どおりに進んでいるかどうか。その辺を、前と同じ質問になるかと思いますが、報告いただきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会事務局次長(濱・ 正治)

電算関係の進捗状況ですけれども、ここに「各業務グループごとに作業を進めている。」ということを書いております。32の業務に細分化いたしましてそれぞれ基幹系のシステムの構築をやっております。切り出しをですね、1市6町のデータの切り出しを3回に分けてしております。そして7月末でそのほとんどの3回目の切り出しを終えて、今9月でございますけれども、一部並行稼働をしている所もございます。そういうような感じでですね今、全職員を対象に計画を立てながら基幹系システム関係の操作関係の研修等も随時行う計画であります。今のところは11月7日新市でスタートできるようにまたスケジュールどおり進んでおります。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

以前もちょっと質問したんですけど、テストランは2か月ぐらい前からされるというお話でしたが、もう始まっていますか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱・ 正治）

9月に入りましてですね住民台帳関係の構築をして、そしてそれを並行稼働という形で今進めているところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

人事につきましては市長及び6人の町長さんの所掌する事務だと思っておりますが、2～3日前に南日本新聞で11月7日に関わるいわゆる霧島市の部長、次長、そういった人事が発表されました。私は、ここまで立ち入られる前に、経過ですね、こうなった経過はだれか今日は説明されるんじゃないかならうかと思っておりました。決定になられた経過ですねをお聞きしたいです。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（藤田 満）

では、私の方から概要についてご説明申し上げたいと思います。ご承知のとおり、人事の案件につきましてはそれぞれ首長さん方、いわゆる市長のあるいは町長のトップの権限だと思っております。ただ今回のいわゆる1市6町が合併をする新しい市が誕生する人事でございますので、当然この中におきましてはそれぞれトップの方々の合意を見ながらの作業という形になってきたところでございます。それから、この時期についてということも一つはあるかと思いますが、新しい市が11月の7日からスタートをするわけです。そして、また、新しい市の組織機構につきましても今まで協議会の方にもお示しをしながら、一部変更があるということも添えながらの組織機構をお示しをしまりました。この新しい新市の組織機構がいわゆる合併と同時にできるだけスムーズに滑り出すといえますか、新市がスタートをできるということが大事な視点の一つではなからうかというところでございます。したがって、このどの時期でこの新しい市の組織機構に見合った人事を内示という形でもって発令していくかということについて首長さん方の協議をしながら、そして、また、実際のその実務にあたる言わば人事担当の所の職員の方々にその作業を進めてもらったというところでございます。その結果、特に、早い段階では特にそれぞれの組織機構の部、それから次長、それから総合支所の支所長、これはいわゆる部長

級でございますが、それと併せまして本庁の課長級という所をまず先に内示という形で発表させていただくということで、新しい市としての骨格といいますか、人事の骨格を先に発表させていただいたところでございます。今後また次につながります本庁の係長あるいは総合支所の課長さん方等についてもできるだけ早い段階に取りまとまりましたら新市の方の作業に進められるような形での人事の作業という形になるかと思っております。主な経緯については以上のようなところございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、延時委員よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

経過を聞いていただいておりますので、よろしいです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ほかにございませんでしょうか。ほかになければですね、質問がないようですので、諸般の報告についてはこれで終わらせていただきたいと思います。引き続きまして会議次第の5の議事に入ります。報告事項の（1）、報告第47号、自治会・行政連絡機構の取扱いについて（協定項目24）を議題といたします。本件につきましては総務専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、専門部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、報告第47号、協定項目24、自治会・行政連絡機構の取扱いについて、平成16年6月10日、協議第67号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告をいたします。平成17年9月21日提出、合併協議会会長名でございます。この件につきましては、第26回の協議会で協議、決定された案を第1案として、また、本日の資料の2ページにありますように、分科会、専門部会で再度調整したコミュニティ組織体系図を第2案として、去る8月8日に自治組織の代表者との合同会議を開催いたしました。会議の中では各市町からいろいろの意見が出されましたが、主立った意見を集約いたしますと、まず、第1案、第1階層が公民会、第2階層が自治会というこの第1案がよい。あるいは他の考え方の意見が出ました。その意見内容について申し上げます。まず1点目でございます。我が町は今まで自治会、公民会の組織のない町であった。したがって、第1階層に館はない。それらを含めて組織の名称を考えるべきである。全く新しい名称、例えば、〇〇協議会といった名称でもよいのではという意見、あるいは新たに組織を見直すとしているのだから、思い切って新しい名称を考えてもよいのでは。公民館、公民会という名称は古い感じがする。これからの時代への意気込みが見えるような名称にしたい。また、3点目でございますけれども、新たに協働地域づくりを考える場合に当初の第1案がよいと思う。また、4点目に、館という館にこだわらず、この際新しい市の出発として名称を考えた方がよいのではといったような意見がありました。次に、第2案、これは第1階層が地区自治公民館、第2階層が自治会という名称でございますが、この第2案がよいという意見では、まず、今までの呼称を踏襲しながら混乱のないように考えると第2案となるのではないか。協議会となるととても集約がつかない。2点目にほとんどの組織が館と一致して組織としての自治公民館として活動している。3点目に、国分市の第1階層は他の市でも使われている地区公民館で呼んでいるが、これが公民会となると現

在の第2階層と同じ呼び名になり、非常に混乱を招くだろうと考える。4点目に公民会は小さな塊のイメージがする。数千人もいる自治組織があったりするので、公民会では理解できないところがある。5点目に、自治組織は、地区のニーズをまとめ、自治活動を進めると同時に、行政の末端組織としての役割も持っている。協議会という名称ではそこに沿い切れないところがある。重厚な地域組織として推進していきだけの名称も必要と考える。6点目に、第1階層は数千人の組織もあるので、地区自治公民館の名称でもよいのではないか。7点目に、条例公民館ではない所を今まで公民館という言葉を使って呼んでいたが、それが変わると住民のとらえ方が難しいのではないか。結論的には第2案でいいのだが、私の所では第1階層を地区公民館、第2階層を自治公民館といったように同じ公民館という名称を使っている。そこをどうするか考えたら、第1階層で地区自治公民館と言わせてもらえば、それでよいと考えるといった意見がございました。その他の意見としては、今までどおり自治組織の活動が順調にいきさえすれば名称にはこだわらない。また、住民も新市誕生を機に新市一体となってこの名称になったと説明すれば納得してもらえらると思うといったように多数の意見が出されました。専門部会からの補足説明として、鹿児島県公民館連絡協議会発行の自治公民館の手引では、自治公民館は、地域住民が協力し、自分たちの力で健やかで活力に満ちた地域づくりを目指し、学習や話し合い、社会参加活動を自主的に行うための拠点となる施設又はその組織であると解説してあること。また、社会教育法でも公民館類似施設として取り扱っており、現に多くの地域で活動をしていることなどを説明いたしました。最終的には賛同意見の多かった第2案でどうかとお諮りした結果、異議なしということで第2案を採用し、第1階層を地区自治公民館、第2階層を自治会という呼称で統一することに決定いたしました。なお、新市のコミュニティ組織体系図については資料、本日の資料の2ページの右下の表のようになります。以上のとおり報告いたします。よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会の方から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

ただいま自治会・行政連絡機構の取扱いについてということでコミュニティ組織の所までお話がございました。コミュニティ組織については今日の議題の中で一番最後にも出てくると思うわけでございますけれども、行政伝達のいわゆる行政連絡機構の中でコミュニティを活用していくということにとらえられると思うんですが、いわゆる1市6町の中で条例公民館が特に中央公民館以外の地区公民館としてある町もあるわけですが、この条例公民館と地区公民館との関わりはどうなるのか。考え方はどうなるのか。あるいは、また、この自治公民館の性格というものをば、社会教育法の42条ですか、では公民館の類似施設ということにとらえられているようでございます。そしてその性格としてはやはり地域の課題あるいは教育力を高めるということ。同時に住民の連帯感を高めて住みよい地域づくりを目指していくんだということだと思いますが、やはり教育力を高める。青少年育成なり、館員の全員の方々のいわゆる総合学習、そういったことが自治公民館には位置付けられると思うわけでございます。そういった

面といわゆる行政連絡との関係をどうとらえられていらっしゃるのか。鹿児島県には公民館連絡協議会があると思います。今年も6月の13日の日にその総会があったわけですが、86の市町村の一つ、法人公民館でございます私どもの公民館、これは社会教育法の第6章ですか、公民館を行うことで民法第34条の適用を受けまして許可された法人公民館でございますので、行政が行う公民館と活動内容については少し、いわゆる地域色を生かしたということで少し違ってはおりますが、全く同じでございます。そういった組織の総会があるわけですが、その総会の中でもやはり連絡、館長が連絡員になっている所が県下にも多いということで、これは検討すべきじゃなからうかというような意見が出てはいるわけですが。その辺まで話がいったのかどうか。いわゆる性格上の問題等についても話がいつて今説明があったとおりのことになったのかどうか。一番最後の、今日の最後のコミュニティの所で言おうと思いましたが、今お話が出ましたので、言いますけれども、そういったことはどうだったのか。お尋ねいたしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

いわゆる条例公民館と自治公民館の区別ということだと思います。自治公民館はあくまでもその地域の自治組織としての公民館、実際いわゆる条例公民館のない所もございます。それとの折り合いということなんでしょうけれども、条例公民館あるいは自治公民館についても性格的には違っている、現在は違っているんでしょうけれども、最終的には今の自治公民館におきましても館に例えばそういう人を配置して将来的にはですねいわゆる社会教育法上の公民館としての機能も持たせていけるんじゃないかという話は出たところでございます。あといわゆる社会教育法とその行政連絡との絡みということだったですかね。これについても特にその社会教育と行政連絡の組織としての公民館という区別をしての議論はしなかったと思っております。私どもとしましては、将来的にはやはり地区のその地域が、いわゆる延時委員がおっしゃいましたように、教育力、そういうものを高めていくためにはやはり将来的にはそういう専門員を置いたような自治公民館イコール条例公民館というような姿になっていくのがいいのではないかなあとは思っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

将来的にはということですが、変えていくのは行政連絡の組織のことで、その中でですねいわゆる861の自治会組織、そして地区公民館、これは9条です。地区自治公民館として1市6町で90あると思います。861の自治会の方にいわゆる行政伝達を行っていくということになります。最初連絡方式については契約方式でいくんですよという話もあったと思いますが、であれば館長がやはりその、あるいは、また、館が契約を結んでいくのかどうか。その辺はどのようなふうになったのか。お尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。自治会と行政との連絡調整につきましては、自治会と行政との業務委託ということで協議は済んでいるようでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

それでは、ここにですねコミュニティ組織体系図が出るはずがないと思うんですよ、今の会に。これを出したということは、こういった方式で行政連絡をしますよという裏があるんじゃないですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

コミュニティの関係とこれどっちがやっているのかな、コミュニティは。だから、ちょっとこんがらがっているんで、自治公民館の欄がたまたまここにこのコミュニティの連絡組織図が出てるもんだから、コミュニティの部分とこの行政の連絡体系の部分がごっちゃになっているような印象を受けられて、その行政連絡イコールコミュニティのこれでないかというような受け止め方をされておられるようだけど、その辺ちゃんと説明をしていただいたらどうですかね。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

先ほどちょっと説明漏れがありましたようです。今日の協議項目は自治会の自治組織の名称ということで協議を、報告をいたしております。本日の資料の1ページでございます。協議項目が自治組織の名称、協議、決定された調整方針は、自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整するとなっておったものでございます。具体的な調整結果としましては、先ほど言いましたように、新市では第1階層の自治組織を地区自治公民館、第2階層の自治組織を自治会という統一した名称で呼ぶこととしたということをご報告したところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今日の資料の中にどうしてこうしてコミュニティの体系図がくさってあるんですか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

この体系図は参考ということで出したものでございます。最終的に霧島市の自治組織の体系図はこのようになっていくんじゃないかということでお示ししているものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

参考であればですね、コミュニティ検討委員会の意見書あるいは共生・協働のまちづくり指針（素案）がありますよね、今日の議題の中で。そんな参考として出されるのが妥当じゃなかったんですか。○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

先ほど説明しましたように、今日の報告は第1階層の呼び名と第2階層の呼び名について報告をしたものでございます。延時委員がおっしゃられるこの2ページについては参考意見として出しましたけれども、取り下げをさせていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

あなたの方は詳しくですねコミュニティ組織について説明をしましたよね、この今協定の後に。だからして発言をするんですよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

資料のつくり方と、コミュニティがですね後ほど議論されますので、資料の出し方として延時委員は、ここではまさにその連絡組織体制の名称だけの部分が、コミュニティが出てくると、コミュニティ活動

はまた別途の活動の部分ですので、これが混同されて理解をされてしまうような形になるのではないかと
というご指摘だろうと思っております。したがって、今、延時委員が言われましたコミュニティの部分
については、後ほど検討委員会での報告がなされて、その内容についても詳しく説明されるということ
で、今、総務企画部長の方からお話のあった部分についてのこの名称の部分については、ここをご
議論をいただいて、その後この部分については重ねて協議をしていただくと。資料の出し方の適切、不
適切については、今、事務局の方がお話がありましたように、ここで誤解するような出し方はまずかつ
たのではないかとということでございますので、そういった整理の仕方をさせていただいて進めるとい
うことでいかがでしょうか。はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

名称はですねコミュニティの方の所管じゃないんです。コミュニティの在り方等に対してコミュニテ
ィ検討委員会は検討したのであって、このコミュニティの名称については、今のこの何ですか、協議第
67号に基づいてこれは決定されたものですから、所管ではありません。以上です。（「ちょっと質問な
んですが、よろしいですか。」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、そこをちょっと整理を、はい、関連して。

○始良中央地区合併協議会委員（原田 統之介）

ちょっと行政連絡機構というふうに、自治会行政連絡機構というふうになってますので、多少難しい
問題出てきているんじゃないかと思いますが、恐らくその行政連絡機構としては、市の次に総合支所が
あって、それでそれが直接自治会に直結するかと思い、私詳しく知りませんが、そういう考え方じゃな
いかなと思って質問したんですが、それとコミュニティ組織というのは非常にその自治的な色彩が非常
に強いところありますので、それが今度はつながり方が、下は同じく自治会なんですけども、その地区
公民館からその各旧市町の連絡協議会というのにつながっていくと。だから、ちょっとこのいわゆる自
治会行政連絡機構というのがあるもんですから、これは自治会行政連絡機構としては多分その市から、
総合支所から、ちょっとよく分かりませんが、自治会と、それが行政の末端がやっぱり自治会が実際担
っているんですかね。ちょっと私が住んでた福岡県とちょっと違うもんですから、そこがよく分からな
いんですが、一応自治会からは自治会として町につながると。公民館は公民館で二重組織になっている
もんですからですね、ここは行政連絡機構としてはそういう、ちょっと私が類推したんですが、そう
なのかどうかをちょっと質問しておきたいと。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっとそこ正確に、私は分かってるけど。はい、事務局。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

今日お手元の方に配付してあります共生・協働のまちづくり指針（素案）をお配りいたしております
けれども、これにつきましてはコミュニティ検討委員会の方で整理をさせていただきました。資料の、
その資料の3ページですね、共生・協働のまちづくり指針（素案）の3ページに「自治会組織の体系図」

という言葉で今度は表現をいたしております。コミュニティにつきましては、その上の方にありますけれども、90の自治公民館、それから 861の自治会、それだけではなくて、老人クラブとか、子ども会とか、いろんなのが出てきてコミュニティを活動していくということになります。この3ページの資料につきましては、自治会の名称ができましたので、この自治会組織としてはこういう体系図でいきますということをコミュニティの方では活用させていただきたいということでここに掲げております。現在、ただいま報告47号の中で議題になっておりますコミュニティ組織体系図、これにつきましては当初協議をしていただく段階でコミュニティ施策の取扱い、この中にイメージ図としてコミュニティ組織体系図を添付いたしておりました。今回この名称が決まりましたので、同じ表現で出してるということになるかと思えます。基本的にはこれが自治会組織の体系図という形で判断できるじゃないかというふうに考えます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっとお待ちくださいね。ちょっと、ああ、関連ですか。ちょっと整理を。（「関連、関連です。」と言う声あり）、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（榎並 勉）

今、間手原さんの方から説明がありましたけれども、資料の2ページの今、コミュニティ組織体系図、このものは自治会組織の体系図だというふうに発言がございましたので、はっきりと訂正をしてください、今の段階で。間違いでしたので、このように取り替えますと。そうすれば前に進むと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

今回提案をいたしております2ページの資料につきまして「コミュニティ組織体系図」と表題を表しておりますけれども、「自治会組織の体系図」という形で訂正をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしいですか。（「はい」と言う声あり）、「自治会組織の体系図」だということで訂正をさせていただきまして、この自治会連絡体系の名称、提案いたしております本題の議論で進めさせていただきたいと思いますが、この名称につきまして延時委員いいですか。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

先ほど申し上げました質問がもう1点答弁をいただきたいと思えます。もう一度、もう1回質問をさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、もう1回、すいませんが、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

いわゆる1市6町の中には条例公民館が、いわゆる地区公民館というものがあろうと思えますが、その地区公民館と地区自治会公民館との関係はどうなっているのかということも質問しましたので、答弁をお願いします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。今回のその総務専門部会では、この第1階層、第2階層の名称だけについて協議をいたしております。条例公民館との関連等については特に協議はいたしてはおりません。以上です。○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

別個にあるということですね。はい、延時委員、よろしゅうございますか。はい、延時委員、よろしゅうございますか。ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にほかにはないですね。今いろいろ意見がございましたが、整理をしていただいたと思っております。それでは、ほかにはないようでございますので、この本件につきましては報告のとおり取り扱うこととさせていただきます。それでは、協議事項2、報告第48号、交通関係事業の取扱いについて（協定項目25 - 7）を議題といたします。本件につきましては消防専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会消防専門部会長（南田 吉文）

報告48号でございます。交通関係事業の取扱いについて（協定項目25 - 7）でございます。交通関係事業の取扱いにつきまして、平成15年9月25日、協議第13号で協議、決定されました調整方針に基づき別紙のとおり調整しましたので、報告いたします。平成17年9月21日提出、協議会会長名でございます。裏をお願いいたします。協議項目は交通安全専門指導員についてであります。調整方針は、交通安全専門指導員は、合併関係市町村をすべて包括できる配置を目指し、合併までに調整するでありました。調整結果でございます。一つ目、交通安全専門指導員を国分地区に2人、隼人地区に2人の合計4人配置するといいたしました。国分地区の2人につきましては、国分市、霧島町、福山町を担当地区、隼人地区の2人につきましては、溝辺町、横川町、牧園町、隼人町を担当地区とするものでございます。二つ目、交通安全専門指導員の導入時期は平成18年4月1日からといたしております。三つ目でございます。当然のことではございますけれども、その職務内容といたしましては、交通指導、交通教育、交通事故相談等でございます。以上、報告申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま消防専門部会の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。特にこの件についてはないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことにさせていただきます。次に、議事の（3）、報告第49号 - 、特別職の身分の取扱いについて（協定項目12）を議題といたします。本件につきましては総務専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、総務専門部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、報告第49号 - 、協定項目12、特別職の身分の取扱いについて、平成15年10月23日、協議第15号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告いたします。平成17年9月21日提出、合併協議会会長名でございます。本日の資料の別紙をご覧くださいと思います。1ページから2ページにわたって4項目について具体的な調整結果を記載いたしております。まず、具体的

な説明に入ります前に、特別職報酬等検討委員会の経過について概要を説明させていただきます。当検討委員会は8月19日に設置されまして、同日に第1回目の会議が行われ、協議会会長から霧島市の三役及び議会議員等の特別職の給与及び報酬等の額について諮問がなされております。その後当検討委員会は3回の会議を開催し、9月2日付で三役、教育長の給与及び議会議員の報酬の額についての答申が行われたところであります。それでは、1ページの協議項目の1、特別職の給料の額から説明をいたします。これまでに協議、決定された調整方針は、市長、助役、収入役及び教育長の任期等については法令の定めるところによる。給料の額は現行の給料額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整するとなっております。具体的な調整結果であります。ただいま申し上げました報酬等検討委員会の答申の額を尊重し、いずれも月額でございますけれども、市長が98万円、助役が76万4千円、収入役が70万5千円、同じく教育長が70万5千円とすることに決定いたしました。報酬等検討委員会では、国分市の現行の給料の額及び九州管内の類似する団体の額を参考にしながら審議、検討されたようであります。市長の額を国分市の現行の額と比較しますと3万9千円、4.1%の増額となっております。助役以下教育長の額につきましては市長に対する国分市の現行の割合を乗じて算定された額となっております。次に、協議項目2の議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額について説明いたします。調整方針では、議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整するとなっております。議会議員につきましては、三役と同様に報酬等検討委員会から答申を得ておりますので、答申の額を尊重し、いずれも月額で議長が49万円、副議長が38万2千円、常任委員会委員長が36万2千円、議会運営委員会委員長が36万2千円、議会議員が35万2千円とすることに決定いたしました。報酬等検討委員会では、議会議長の報酬の額を検討するにあたって市長の給料に対する現行の国分市の割合である50%を採用して算定してあります。副議長以下議会議員まで同様に国分市の割合を採用したものととなっております。次に、農業委員会委員についてであります。農業委員会の委員は選挙による委員と選任による委員がありますが、現在の選挙による委員73名は在任特例を採用し、平成18年4月30日まで引き続き在任することになります。また、在任特例後に行われる選挙については、委員の定数を40人とし、旧市町単位で選挙区を設置して行われることになっておりますので、1市6町の現行の報酬額及び類似団体の例を基に協議、検討した結果、国分市の現行の額を採用することとし、次のように調整いたしました。いずれも月額で農業委員会会長が7万9,600円、会長代理及び部会長が6万700円、委員が5万600円であります。消防団につきましては、合併までに組織形態を統一することとし、合併後4年以内にその組織について、消防力の基準や地域性を考慮し、定員などの見直しを行うことになっているところであります。このことを踏まえまして消防団員の報酬の額について協議、検討した結果、1市6町の現行の報酬額を基準に次のように調整いたしました。いずれも年額であります。連合団長が19万300円、団長が17万5,600円、副団長が12万8,400円、分団長が9万3,700円、副分団長が7万1千円、部長が6万5,100円、班長が5万4千円、団員が4万9千円、機関員が3万6千円あります。次に、協議項目3の教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額について説明します。調整方針は、教育委員会の委員、選挙管理委

員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整するとなっております。まず、教育委員会委員についてであります。1市6町の現行の報酬額及び類似団体との均衡を考慮し、協議した結果、先ほど説明申し上げました報酬等検討委員会の議会議員の報酬額のアップ率が3.8でありましたので、同じ率を採用し、国分市の現行の額にその率を乗じた額とすることといたしました。その額は月額でございます。教育委員会委員長が6万9千円、委員が5万2,300円であります。次に、選挙管理委員会委員の報酬につきましては、現在管内1市6町のうち6町が日額報酬となっており、国分市のみが月額報酬であります。国分市の月額報酬を参考に類似団体との均衡を考慮し、協議した結果、国分市の現行の額に先ほども申しました3.8%を乗じて得た額とすることといたしました。ただし、地方自治法第89条第3項の規定により臨時に委員にあてられた補充員の額は日額とすることに決定いたしました。その調整額は、選挙管理委員会委員長が月額5万1,800円、選挙管理委員会委員が月額3万7,800円、臨時補充員である選挙管理委員会委員については日額5,100円であります。次に、監査委員についてであります。基本的には国分市の現行の額を参考にし、類似団体との均衡を考慮し、協議した結果、国分市の現行の額に同じく3.8%を乗じて得た額とすることといたしました。その額はいずれも月額で議会選出の監査委員が6万7,400円、識見者としての監査委員が12万円であります。次に、固定資産評価審査委員会委員の報酬につきましては1市6町すべて日額報酬であります。国分市の現行の額をそのまま採用することにし、その額はいずれも日額で固定資産評価審査委員会委員長が5,500円、委員が5,100円、固定資産評価員が5,100円でございます。次に、公平委員会委員であります。調整方針に基づきまして新市に新規に公平委員会を置くことになっておりますので、類似団体の例を参考に協議、検討した結果、次のように決定いたしました。いずれも日額で公平委員会委員長が7,700円、委員が7,100円あります。最後に2ページの協議項目の4、審議会、委員会等の附属機関の委員の報酬額について説明いたします。調整方針では、審議会、委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは原則として合併までに統合又は調整する。人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額を基に合併までに調整するとなっております。附属機関につきましては、法令に基づき設置するもの、条例に基づき設置するものに分類されますが、現在調整方針に基づき関係の分科会、専門部会において、1市6町の附属機関等について統合又は調整の作業を進めているところでございます。この附属機関の委員に対する報酬の額については、1市6町の現行の報酬額と類似団体の例を参考に検討した結果、国分市の現行の額を採用することにいたしました。また、附属機関のうち情報公開個人情報保護審査会のように職務の専門性や資格を有する委員の報酬額については個々に定める必要があることから、国分市の現行額を採用することとし、次のように決定いたしました。いずれも日額であります。情報公開個人情報保護審査会会長2万5千円、情報公開個人情報保護審査会委員2万3千円、附属機関の委員の長5,500円、附属機関の委員5,100円あります。以上、説明申し上げましたが、報酬等検討委員会の答申を踏まえて、併せて年度途中での報酬額の調整であることにも配慮し、基本的には現行の額を基に調整した結果でございます。以上のとおり報告いたします。よろしくお願ひいたし

ます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいま総務専門部会の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。はい、常盤委員。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

国分の常盤です。まず最初に、この検討委員会が3回開催をされたという報告があったわけですが、協議会会則、幹事会規則等で検討委員会の設置に関する条項は、確認の意味でどういうふうになっておりましたかね。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

霧島市の特別職報酬等検討委員会につきましては、平成17年度の当協議会の予算の中で提案し、決定をみていただいたところでございます。それを受けまして17年の6月の段階で霧島市特別職報酬等検討委員会の運営要領を定めて、その中で諮問をし、答申をしていただいたという状況になっております。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

そうすると、検討委員会のメンバーについては私知らないんですが、どういう経過があって、どういうメンバーが選択を、選任をされたのか。経過をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

委員会運営要領の中で委員といたしまして「検討委員会は、委員7人をもって組織、その委員は7市町の区域内の公共的団体等の代表者及び学識経験者、その他住民のうちから会長が任命する。」ということになっております。それぞれ1市6町の首長さんから推薦をいただいて、それを会長が任命して会議を進めたということになっております。委員の任期につきましては検討が終了するまでの間ということで当初の予算の中で3回程度を見ておりました。その3回をもって答申をいただいたという状況でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

もしよろしかったら、差し支えがなければメンバーをお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それぞれ1市6町の中から推薦いただきました。国分市の方から名前を読み上げます。国分市、石谷二郎さん。京セラの方に勤務されております。それから溝辺町です。剝岩修一郎さん、これは青年団を代表してということでございます。先ほど国分市の石谷さんにつきましては工業関係を代表してということになっております。横川町、崎元治則さん、農業関係を代表してということになっております。牧園町、大庭勝さん、商業を代表して出会されております。それから霧島町、千葉しのぶさん、女性代表でございます。隼人町、江藤孝さん、志學館大学の教授でございます。福山町、吉松五十夫さん。行政職OBということで、7名の組織の中で協議をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

そうしますと、今言われた方々ご苦勞をさせていただいたというふうに思いますが、調整方針でございました現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整するというふうになっておったと思いますが、その3回の検討委員会の中でこのことがどういうふうに生かされてこういう経過になったのか。ご説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

同規模の団体につきましては、九州管内、併せて最近合併をされた所を中心にしながら協議をさせていただいたところでございます。ただ合併の背景、今回合併をするにあたっての背景を諸々考えるとしたときに基本的には国分市の現行を基本とするという答申がなされております。それぞれ1市6町現行の額が非常に差があります。鹿児島市に次ぐ13万人都市としての新しい仕事もそれぞれあるということ、協議はされましたけれども、その13万人都市の市の額と言うんでしょうか、それに一挙に持っていくには無理があるというようなことで、国分市の現行に、先ほど市長の報酬額がありましたけれども、それに率を掛けてということで、この率の所が国分市さんの方は他、薩摩川内市であるとか、鹿屋市であるとか、そこら辺に比べますと低いようでございますけれども、今回の答申の中ではそれを、国分市を参考にさせていただきたいということで苦しい選択をされた状況でございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

議会の方で、事務局の方でされた地方分権に関わる講座を聞きに東京まで行ったんですが、その際説明の中でですね全国平均の議員の報酬額は44万円、議長が53万8千円、副議長が47万7千円だというふうに説明を受けましたし、また、今、執行部というか、事務局の説明がありました九州管内や県内の状況を見てみましても同等規模のですね額というふうに、を参考にしながら本当に検討をされたのかと。例えば、九州管内での、鹿児島で言うと13万の第2の都市と言われますが、九州各県の第2の都市の議員の報酬を見てみますと、高い所で88万円、低い所で38万8千円、そういうのが出ています。また、さらに、人口12万から13万でもですね平均44万7千円とか、こういう額が出てますし、鹿児島の薩摩川内も合併をしましたが、ここでも40万3千円、そういう額が出ておるわけです。したがって、そういう意味で言いますと類似団体も含めて本当にそれにふさわしいですね、方針上は提起がされてますように、世界にひらく創造とですね発展を目指して頑張るがという素晴らしい夢と希望を与えるですね方針になっておりながら、実際はそこに届かないような、広範囲になり、人口も県下第2番目と言いながらですね、そういう報酬しか予算化できないのかというのが私非常に不思議でならないんですが、そういう意味で言いますと国分だけの問題ではないというふうに思います。もちろん1市6町が合併するわけですから、皆さんそれぞれの範囲の中でさらに厳しい議員活動をですね余儀なくされるわけですので、決してそういったこの額にはならないんじゃないかと。逆にこの特別職の項目の1の上の方を見ますと、これは決して全国平均から言っても低くはないんですね。どっちかというとも多いんじゃないかというような感じがするんですが、私が知ってる範囲ではですよ。ところが、そうじゃない。下の第3項もそうですが、決して私は1市6町合併するにふさわしい報酬体系になっているとは思えないという感じがしてならないんですけども、そういう意味ではこの国分市をベースにしながら、3.8%でしたかね、

という話をされましたが、これが本当に13万の街にふさわしいですね世界にひらく議員活動を保障する報酬なのかどうか。もしよかったですらお答えください。○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

ただいまのご質問といいますが、ご意見の中に特にいわゆるトップの方の関係と、それからもう一つの中においてはやはりいわゆる議長の方と、それからそれ以外の一般の議員の方々、もちろん副議長、それから常任委員会の委員長さんもおいでになりますが、特に一般の議員の方とこちらあたりとの比較の部分が出ているのではないかと思います。私どももこの検討委員会で検討していただく中でそれぞれ、先ほどの提案の中にもございましたが、九州の状況、それから類似の人口規模の状況等々資料として整理をしてみました。見てみますと、やはりこの割合が、特に首長に対する一般議員の方々との割合、ここのところが非常に状況によって違いがあるというところがございます。そういったしますとそこら辺等含めると、今回の決定をされている、報告をされている率については低い位置にあるというふうに思っております。これにつきましても検討委員会の中でそこら辺のところについても議論をされました。そして、また、委員長の方からもそこら辺についての整理はどのようにするかというようなところもご提案もありました。そういうところも検討しながら、また、その提案の中にもそう大きな影響はないのではないかと、上げることにそう大きな影響はないのではないかとというようなこともありましたですけれども、最終的にはこのような形に落ち着いたというようなことで、要は検討段階においてはいろいろな状況の説明、検討をしていただいた資料というものの中にはそのような議論も入っていたということのご報告は申し上げておきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

この額を見ると、先ほどこの四役というこの額をよく見ていきますと、5割という話をされましたが、きれいに5割になってますよね。市長の半分が議長の額、助役の半分が副議長の額、そのほか収入役、教育長の半分と。これは私不思議でならないんですが、ほかの所こう見てみますとこんな所はないですよ、県内でも。あるんですかね、よく分かりませんが、同じ13万の街を支える母体としてですね、もちろん市長も一人ですが、議長も一人です。副議長も一人しかおらんわけですが、こういう状態というのは私はこの、私が個人的じゃなくて、国分市議会としてもいろいろご意見のある人がたくさんいらっしゃいます。それから、国分の場合、市の職員のラスパイレス指数も確か100を超えているというふうに、100ちょっと超えているというふうに聞いていますが、ほかの所はどうなんですかね。それから、市の職員の平均給与とほぼ同額なんですか、国分の場合。他町はどういうふうになっていますか。分かれば、教えてください。

○始良中央地区合併協議会事務局長（間手原 修）

この答申の協議の中でラスパイレス関係、そういうのにつきましては資料の提供等はいたしておりませんので、手元の方には準備はいたしておりません。ただ、先ほど県内の状況、よく、薩摩川内市が最近立ち上がっておりまして、そこがいつも例に出てまいります。その議員の報酬につきましては、おっしゃるとおり、この市長に対する割合の分が一般議員の中で42%というような数字等も出ております。併せて鹿屋市の方につきましては市長の基準に対して38%が議会議員の方であるというような形でご

ざいました。国分市の方の割合、市長との割合、ここが現段階で今非常に低いということがもう議論されました。併せて議員活動をするためには当然13万人としての仕事をしていただくというようなことで改正はしないといけないけれども、今回合併の背景を考えたときにこの所まで引き上げていいもんかということで答申がされておりまして、併せて検討委員会の方では附帯意見として「今回のこの額につきましては必ずしも類似の人口規模の団体との均衡に沿った額にはなっていない。」ということが書いてあります。「次回の改定の時期には類似する団体との均衡にも十分配慮されて議会議員の報酬を検討されることを要望します。」というような形も書いてございます。今回この国分市さんの方の市長を基準にした場合の割合を採用させていただいておりますので、検討委員会の方としてはこの分で金額を決定されたということでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

ラスパイレス指数はいいとしてですね、もうほとんどの自治体が100%を、この1市6町では下回る所があるのかどうか知りませんが、ほぼそうだというふうに認識をしています。市の職員の給与の平均給与の額を言いましたが、それは分からんな分かっていいんですけども、やっぱりそうしたのもやっぱりこう加味をしながらですね検討をするというのも当然大事なことだと思いますが、先ほど、附帯決議なのかどうか分かりませんが、述べられたことだとすれば、類似団体も含めた13万にふさわしい報酬体系にはなっていないものをですね、なっていないものをなぜこれで提案をされたんですか。「いろいろ背景がある。」と言いましたが、どういう背景でそうならないやつをですね、調整方針に書かれてるやつを言えば裏返した形で提案をせざるを得なかったんですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

総務専門部会の方でもこの答申については尊重するというので、幹事会、協議会の方に報告をするということで今回提案をいたしております。私が直接検討委員会のメンバーではありませんけれども、検討委員会の中では今回は合併の背景ということでございますけれども、13万人の都市として1市6町が合併したとして、そこに歳入関係ですね、ここら辺が即に見えたりとかするような状況であればですね、それはもう当然そうだろうけれども、なかなか先が見えない状況であるというようなこともその検討委員会の中では話をされておりました。そこら辺を先ほど話をしましたけれども、今回の合併を取り巻く非常に厳しい状況というのを背景という言葉で表現させていただいております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

苦肉の策なんだろうが、合併そのものがそうだとすればそういうことなんです、そうだったにしてもですね、120名あるのが48名になり、4年後は34名以下ですよ、工程表で言うと。そういう実態の中でそれぞれご苦労をされて各市町論議をされてですねここまで来てですね、そして協議の調整方針に基づく協議をされながら、合併の背景があると言うには、その背景の中身よく分からない部分もありますが、こういう形になるというのは、国分市議会としてはこの協議をさせてもらったんですが、なかなか納得できる内容ではないと。逆に言うと国分市議会のもとのベースがどうだったのかという論議をまたせんないかん話になってくることにもなるかもしれませんが、できれば私どもの要望としては

ですねこの検討委員会でもう1回もんでほしいというふうに思うんですが、そういう気持ちはございませんか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

最初にこの検討委員会の設置について、そして、また、予算も含めまして予算的には3回の検討委員会でもってお諮りをするというようなことでこの検討委員会がこの協議会の方で設置を認められています。そして、また、委員の方々においても、先ほど発表いたしました、それぞれの分野の方々で参加をしていただきまして、それぞれいろいろな立場からいろいろな意見が出されました。非常にこれの結論に、答申に至るまでには、委員の方々にはたくさんの意見を出されまして、取りまとめに非常に苦労されたという経緯もございます。それをもう1回差し戻してという形になりますと、この答申というものが何だったのかということになるかと思えます。私ども現時点におきましてこれを再度もう1回検討委員会に差し戻してという形にはならないと、事務局としてはそのように判断をいたしております。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

委員の方がご苦労されてるというふうに思いますが、先ほど事務局の方としては、これは附帯決議なのかどうかは分かりませんが、決して調整方針に基づいたものではないというふうに話をされましたが、だとすれば、事務局と、合併協議会の事務局としてはその検討委員会の気持ちとは違うんだと、違うけど、受け入れざるを得なかったというふうに認識すればいいんですかね。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

事務局の考えと違うという表現に合うのかどうか分かりませんが、私どもといたしましては霧島市の特別職報酬等検討委員会の設置をしていただいた。そして委員の方々にいわゆるこの特別職の報酬についてご検討いただくという形で、基本的には白紙のといえますが、主体的な形で検討委員の方々にご検討いただいたと思っております。そして、また、検討いただく中におきましては、先ほどもございましたけれども、いろいろな情報を提供しながら、そしてご検討いただき、そして中でも申し上げましたとおり、ご議論があったということで、わざわざ附帯意見を付してまでこういうような結論に至ったというような経緯がございます。そのところはやっぱり尊重しなければいけないというふうに判断をしているところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

そうすると国分、1市6町の、聞くところによりますと、議長さんたちからと言うんですかね、議会の方から何か協議会の方に要望と言うんですかね、あるいは意見と言うんですか、何かあったというふうに聞いてますが、そのことについては検討委員会若しくは事務局としてはどういうふうにお受け取りになっていらっしゃるんですか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

要望があったということをご説明していただくのが非常に判断に迷いますが、先ほどから申し上げておりますとおり、その中には当然に、今までも説明してまいりましたとおり、九州の状況であるとか、類似の規模の団体であるとか、合併をした団体の経緯であるとか、そこら辺のところを委

員の、検討委員の方々には情報を提供しながらご検討願ったというふうに思っております。直接的にその部分に触れるということについてはどうかと思いますけれども、十分その意は踏まえた形で情報の提供は検討委員の方々協議できるような状況にはしてあったというふうに思っております。○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

非常に私はこの事務局の側の皆さん方のご意見も理解した上で言ってるつもりなんです、やはり先ほど言いましたように、国分の議会としてですね非常に納得いく話ではないと。決定されたということで、報告だけだということによって押し切られるのであればですね、我々としてはまた持ち帰って協議をせんないかんという話になるようです。私も立場上ここに座っておりますが、私たちのこの議会の総意として派遣をされているわけですから、協議もさせてもらった上で、この場でそれを決定される、承認を求めて決めるのであればですね、残念なことですが、私たちとしては次の段階の論議をさしてもらおうということで話が出ておりますので、そういったことも含めてですね私はやっぱりこのきっちと調整方針に基づいてみんなが納得できるようなですね提案の仕方をしてほしいということをお願いしておきたいと思っておりますが、感想も含めて事務局の方でございましたら、どうぞお願いします。（「ちょっと関連でいいですか。」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ。はい、西村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

私の方からもですね、平成9年からこうして委員会を設置し、いろんな検討をし、今回のこの答申結果をですね突然に示されたということがですね仲間の同僚諸賢の皆さんの同意を得かねていると。ですから、今日のこの協議会の中で報告事項をですねそのままスナリとこれは受けるわけにはまいらんといい指摘を受けて本日臨んでるわけですね。ですから、こうして特別委員長さんの方からですね話がありましたように、国分の委員長さんから話がありましたようにですが、できましたらもう1回ですね、大変ご多忙の中、「予算も云々」とおっしゃいますけれども、手順踏んでいただけんかなあと。あるいは附帯意見ということがこの皆さんの中でもはっきり示されたわけでございますんで、もしそういう暇ができないのであれば、答申結果をですねこれは我々にも確認をさせていただきませんか。そうしなければですねなかなかご理解いただける状況にない。ここらあたりをひとつご協議願いたいと思えます。以上です。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

質問の中に事務局として調整方針にそぐわないののという話がありましたけれども、特別職の身分の取扱いの中で議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整するというのがあります。ご指摘につきましては「同規模の自治体の」という所に引がかかるんじゃないかなと思いますけれども、この現行の報酬額の例を基にということで、私どもとしてはこの調整方針についてはその沿わないということにはなっていないんじゃないかというふうに判断をいたしております。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

現行の報酬額、国分を基礎にされたということですが、大体国分の報酬額が適切かどうかというのは、どうですか。もともとそんな高くないですよ。全国平均よりもはるかに低いじゃないですか。だから、これはそういう意味で言うと参考にするわけであって、同規模も含めてですね。だとすれば、こんな額にはならないはずだというのが多くの人の意見です。（「議長」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、吉村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

国分市のその議会の報酬額とどれくらい違うんですか、今度決まった報酬額に対して。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ、今答申のあった報酬額は何かアップと言ったでしょう、それを説明して。はい、事務局、差額を言ってください。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

国分市の議長さんの報酬が現行46万8千円、それが今回49万円でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

一般議員。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

一般議員で現行33万9千円、それが35万2千円でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

ちょっと上がってますよね。これは国分市の議会はこれまでの間に安いんじゃないかというのは言われてますが、不満もあるんでしょうけど、住民感情もありますよ、これから。何のために合併したんだというのがあるんじゃないですか。みんな三役も自分たちの首を切るのに自分で話し合っておるんじゃないですか。私は議員というのは市民のために何をすべきかと思ってそのやられるんじゃないですか。報酬のためにやるんですか。私はそうでないと思いますよ。だから、安い、高いは、これまでの間に対応されたらどうだったんですか。それは安いかもしれませぬ。でも、これから発足するんですからね、何のために合併したんだというのを考えればですよ、議員報酬よりも自分の使命というものを考えていかれたらどうですか。これから新しい市をつくって、そしてみんなで発足しようとしているのに、私は議員報酬をですぬこの段階で言われるのはどうかと思いますよ。後々上げていただければいいんじゃないですか。それなりの仕事に対して私はそうして上げていかれるのはですぬ市民は反対しないと思いますよ。今発足の段階ですからねえ。その辺はご理解をいただきたいなあと思いますよ。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

確かにですぬご指摘のとおりでございます、そういうことも国分市の中間の議員には説明をいたしました。ただ総意に近い形でこういう今日の協議会でしっかり伝えなさいということでございますので、その使命も帯びておりまして、これは吉村町長さんのおっしゃることもよく理解できますけれども、

ひとつ我々の立場もご理解をいただきたいということでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

それは分かります。分かりますが、せっかくみんなが新しい市になるのに、しかしながら、住民は自分たちの街はどうなるんだろう。心配をしながらされている部分もあるんですよ。そこをですね理解をしていただきたいなあと思いますね。私は報酬は下げる方向にはないと思います、これから。上げる方向にあると思いますね。毎年その報酬審議会もあるんですからねえ。今まで安かったと思われるのは、今までの間に皆さんの感情も、市民の感情も考慮して決められたはずだと思いますよ。そこを私はね理解してもらいたいなあと思いますね。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

誠にこうしてですねこういうこと、こういう議論になるかと思うんですね。ですから、やはり理解していただけるようにこうしてですね皆様方が、例えば、こうして検討委員会にどういう資料を出しましたよというようなことが分かりましたら、私持ち帰ってこういう資料に基づいて検討委員会の方々が協議されて、このような答申とされました。これは説明もつくんですよ。そこらあたりをですね求めてくれということでございますので、これはしっかりと、これは対応できませんよということであれば、こういう議論をいたしましたけれども、とにかくそれについてはノーでありましたと、こういう形しか方法はないと。そこをきっちりこう伝えていただければ結構でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

出された資料は、出されたんでしょう。そういう説明して、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

説明のやりとりの中で若干そこら辺の説明に対して不足をしていた部分があったとすれば、また、この今までの検討委員会の中で提供されていたものについてはお示しはできると思います。私どもとしては、今お答えする中で申し上げましたとおり、いろいろな資料を委員の方々に提供させていただきながらご検討願ったというふうに思っております。若干一部の所でその要求、要望という話があったんですが、直接的にという話ではない部分もございますけれども、当然そういう部分については踏まえる形で、現況というような形でこのような状況もございますということが添えられておりますので、それについては十分にその委員の方々にもご検討いただいたということにはなっていると思います。そこら辺のところはご理解をいただきたいというふうに思っております。そのように処理をさせていただきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

私は愚痴を言うわけじゃないんですよ。ただねえ今始めようとしている時ですからねえ、私どももまた閉町式もやらなければならぬわけですよ。その中で町民にもですねいろいろと心配されている部分に対しても説明をしていかなきゃならぬわけですよ。ただここでですね議員報酬だけを主張されますとですねやっぱ私は今後市民感情はですねちょっとおかしく発展していくんじゃないかと思っておりますよ。ですから、皆さんがその心配されていることも、不満なことも分かります。私はもうちょっとぐらい上

げてもいいんじゃないかなあとと思いますよ。ただ審議会がですねちゃんとこう決められたものをですね、やり直せというようなことになるとですね、私はどうなのかなあという感じがしますね。それで皆さんの給料が高いとか、安いとかという問題では私はしたくありませんけれども、これからはですねやっぱりそれに見合った報酬はみんなが理解していかなきゃならんと思います。以前ですね今度議員になられる人たちの給料は42～3万になるんじゃないかという話がありましたよ、本当のところ。だから、今日のこれを見てもですね、ああ、少し安く決まっちゃったなあと思っておりますが、やはりそのみんなが思うところはあると思いますよ。でも、あんまり主張し過ぎるとですね話が変になっちゃうんですよ。だから、今後ですね新しく選挙もまたありますから、出られて、議員になられた方々がですねやはりそれは考えていただくべきだと。そして、また、その皆さんの行動や市民に対してのですね奉仕といいますが、そういうものがみんなに理解されれば、私は今後は上げられてもいいんじゃないかなあと。市長の給料もですね本当安いですよ、はい。100万以下というのは安いですよ。だから、もうちょっと上げてあげなけりゃいかなあと思いますよ。ですが、今こうして決まったんだから、今後ですね期待していただいた方がいいんじゃないかなあとと思いますね。すみませんが、ちょっと文句を言いましたけど。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

皆様方にですねこうして誤解を招いちゃいけませんので、ただやはりずっと9年からいろんな検討をし、そして同規模程度の人口を擁する所、そして、また、行政面積やいろんなのを検討してですね議会サイドで調査研究した数字とちょっと違ふと。これをやはり検討委員会の方々がどのように解されたのか。それについてはですねしっかりした説明をいただければ、仲間の議員の方も理解してくれると思います。ですから、そういう形をですね示していただけませんかというご相談でございますから、それはできる、できないをしっかりと返答をいただきましたらですね、そのまま伝えて理解を得たいと。ただ誤解をしないようにしていただきたいというふうに思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

そう言われればそうなんですよね。私ん所もですね1回か2回か上げてもらってですね、それ以来ずっと上げてないんですよ、ここ7～8年、確か。私が上げんでもいいと言うからみんな上がらんわけですよ、はい。だから、それは町民感情があるんですよ、はい。いろんな感情があります。ですから上げてないんです。町民の皆さんに合わせているんですよ。ですから、国分もそうだと思いますよ、はい。そういうのはですねやはりみんなで努力したり、理解をしてもらったりして、そして上げられる時は、ちゃんと審議会があるんですから、そこでやはり上げてもらうようにですねしてもらべきだと思いますよ。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

吉村町長さんがおっしゃることは理解しておるつもりで話をさせてもらったんですが、私はやっぱり、旧国分市であるいはほかの町でというお話の問題はここに来て言う必要もないと思いますが、その点も含めてですね実際は事務局やその検討委員会は十分審議をすべきだというふうに思ってますし、そのこ

とがなかなか伝わってこないというのもありますし、それから議長が言ったように、2～3日前この資料をもらってですね、何もこう打診も何もなくて、ポンとこう言われて、さっき言った要望というか、お願い事も含めたのが出たというのとか見ると、何かいささかどんな審議をしたのかなと。それから、もう一つは、その附帯決議かどうか知りませんが、新市になってから考えればいいじゃないかと、同等規模の所のという話をされて、そうなるのかどうか。これもまた、私たちが今おる段階でですね次の世代の方々にあるいは婦人や若い人たちにやっぱりバトンタッチをすることになる時に何でそういう論議をせんかったのかと。私はいきなりそんな、例えば、平均だって45万にいきなり上がるかと、10万もと、そんなことはないでしょうと僕は思うんですよ。それは新しくなられた市長さんの判断にもなるかもしれませんが、僕はそういう意味で言うともう一つこう階段を上る努力をしながらですね次のパターンにというのも大事だと。120人おるのが48になるわけですから、そういう意味では、私たちだけじゃありませんが、各市町の議員さんも含めてですね相当なやっぱり決意をされたわけですよ。だから、そういった点で言いますと当然13万の街を抱えるあるいは世界にひらくというですねこの観光資源に恵まれた街を支えていくわけですから、これは福山から横川まで行くにしても大変な時間と労力ともいうるんなことも抱えるわけです。最初それぞれの旧市町におられるにしてもですねこれは大変な能力が要ると思うんですね。だから、そういう意味で応えるという点ではいささかいかかなもんかという点で指摘もさせてもらったんで、うちの議長が言われましたので、この差し戻すという言葉は別にしてもですね、もう今日して提供をして決まったことをしたから、もうこいで決まりで走りますというふうに言われたら、私どもとしてはこの返す言葉がございませんので、こういうことだったということではないというふうに言わざるを得ませんので、そういう意味で言うと、何と申すんですかね、表現のしようがないというふうに言っておきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

120名の現在の議員が合併特例法の適用を受けまして48名に決めたわけですが、各市町2名ずつ増、その場合、しかも選挙につきましてはそれぞれの現行のいわゆる市町の区域にすることでしたが、私はその時申し上げたことがありますけれども、報酬も当然ですけれども、将来はやはり政策調査ということが当然議員の、個々の議員の議員活動の中に発生してくると。したがって、政策調査費というものが当然計上されるべき時期にくるんじゃないかならうかということを申し上げたわけですが、報酬も一体的なものになってくると思いますが、将来そういったものも検討をしていくということになってくると。そうしなければ1市6町、今のこの広さをですね議員の皆さん方がすべての地域に関わっての政策を提言していただくためには相当の調査が必要でございますので、そういった面を申し上げたこともありましたので、再度このことを申し上げておきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、政策調査費のこと、はい、検討されたことを少し話をされて。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

現在政務調査費につきましては国分市だけが今予算として計上してありますけれども、6町についてはありません。新市の中では当然それを条例化していきたいということで現在調整中でございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

同じ議会議員としてですね常盤委員のおっしゃることはとても痛いほどよく分かります。その置かれた立場というのはですね本当に大変だろうなと思うんです。ただですね報酬等審議会のその意見の中にもありましたように、その合併、今、吉村町長の方からもありましたけれども、合併がスタートしたこの段階という特殊な事情があると思うんですね。それで、例えば、私ども定数特例というのを選択したわけですよ。本来ならばこの規模の人口であれば自治法で言う34というのが最高メンバーですよ。普通はそれから何名か下の定数を採用していくわけですよ。ですから、例えば、将来は26とかですね、28とかいう形に恐らくなっていくだろうというふうに思うんですけども、そういう今おっしゃってるご意見というのは4年後ですねないしは8年後、そういった定数をですね住民感情を十分配慮しながら、住民の方々の理解が得られるそういう段階に達した時点でもっと適切なですね報酬を決定していくようなそういう雰囲気づくりというのをですねそれぞれが努力されればいいのではないのかなというふうに思うんですね。今の段階では、報酬等審議会が、それぞれの段階から出されたこのメンバーの方々がですね一生懸命ご議論され、様々な資料も恐らく検討されたと思うんですね。その上で出してくださった第三者機関の決定でありますので、これは今まで私ども議会もそれぞれの各議会においてですね、報酬等審議会の答申があれば、それを最大限に尊重してきたわけですので、これは是非ですね議会のメンバーの方々にそういった過去の経緯、また、この出発の時点であるという特殊な事情等もですね説明していただいて是非このご理解をいただくようにご努力をお願いしたいというふうに思うんです。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

おっしゃることよく分かるんですが、分かっているつもりで言っているわけですけども、先ほども言いましたように、議会の意見なりですね、事務局あるいは検討委員会の方々が周知徹底をされながらご審議をされたというふうに思っておりますけども、それにしてもなかなか調整方針、先ほど言いましたように、方針との兼ね合いで言うといかがなもんかというのをつくづく感じるわけです。だからしてうちの議会でそういう意見も出たのではないかというふうに思いますし、旧市町が高い、安い話は別にしても、そうした現状を踏まえながらやっぱりこの説明責任を果たせるような状況をつくってほしいという点は指摘をしたとおりです。したがって、この先ほど政務調査の話も出ましたし、それから新市が誕生してから、これは検討委員会ですから、報酬審議会とは全然立場が違うんでね、私も言わせても

らっているんですが、やっぱり新市が誕生して新たにまた考えればいいという話は、僕は一定のこの、何と言うんですかね、目安を、協議をした中身をですねやっぱり申し送るべきだという気もするんですよ。例えば、こういう方向でこう、いつの時期にこうしたいとか、こうあるべきだということを申し送るとかですね、何かそういう方法がないと私も説明するのに非常に困るんですが、このそういったことも踏まえてちょっと調整をさせていただくと、その政務調整も含めて、どうなんでしょうかね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、津田和委員。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

今いろいろお話を聞きますが、当然それぞれ言い分があるわけですが、さっきからいろいろ話も出ておりますが、この件を合併協議会としてのちゃんとかいう形で各段階を経てきておりますので、これをひとつ皆さんが了解していただければ、4年後、4年後、今回は定数を設けて2名全部増しておりますので、この次の4年後にはこの議員報酬等も再度検討するというのでひとつ了解いただければ、これもうまく通るんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

関連ですか。もう大体意見は出ておりますが。あと国分さん、こう意見が出ておりますが、集約していいですか。いいですかね。はい、吉村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

報酬審議会があるでしょう。だから、1年1年やってますからね、だから、その段階で考えていくべきですよ、はい。それから、今、町長が言われた4年後というのは、はっきりとそういうその考え方を4年後にはもう持つべきだと言われることでしょうか、やっぱり1年1年やっているわけですからねえ、私はその段階でその委員の方々にお任せすればいいんじゃないかなあと思いますよね、はい。（「それとちょっといいですか。」という声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ、原田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（原田 統之介）

さっきからちょっと出てますように、その検討委員会の資料については必要な所には提示できるわけでしょうね。それをもう一度確認していただいとった方がいいんじゃないかと思いますが。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

先ほどもお答えを申し上げたつもりだったんですが、検討委員会の中でこちらの方でお示したものについてはご提示はできると思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。それから、もう1点。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

例えばですよ、市長が市長の給料をもうちょっと上げるべきだと言ってみなさい。そしたら大変なことですよ。それは議会が自分の給料を上げると言っているわけですからねえ、これもまた話題がそらす

ごく発展的になってきますよ。ですから、私は報酬審議会にお任せされたいんじゃないかと思いますがねえ。今のままでやるんだったら俺たちは辞めるよ。出ないよと言われるのであればですよ、それはもう勝手ですけどねえ。でも、それじゃないわけですからねえ、はい。上げろというのはですね、短い言葉で上げろというのは抵抗がありますよ、市民にとっては。だから、そこをですね市民が理解されるように報酬審議会というのがあるんですから、その審議会にお任せになって、そして1年1年上げなければならん時には上げればいじゃないですか。物価も上がった時にはまた上げなければいけないし、さっき延時さんが言われたようなこともですねやっぱりやられるべきですよ、はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、福島委員。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

いろいろ話が出ております。審議、報酬等の検討委員会でこれは答申をされたものでありますし、再度戻すということはもう絶対できないと思います。いろいろ考えてみますと、いろいろ検討委員会の人たちはいろんな資料を基に検討をし、そして先ほどから出ていますとおり、議員の特例を使い48名という人数を決めた。それ等も十分勘案しながらですね、4年後には法定の議員数に戻すということになっています。その時には幾ら上げてですね、類似団体、人口規模の同金額等に上げられてですね市民の方は納得をされると思います。それでも高いということはいわれないと思います、法定のやはり同人口規模の同じ議員数となればですね。合併をした場合の特例で48名という大きな人数ということ等も十分検討委員会では検討をされて、そして安いだろうけどもということでこういう案を提示をされたということでございますので、協議会の中で本当にこれでいいのかというのは、ここで検討をし、そしてやはり決めていくべき問題であるし、差し戻すなんてというのはもうとても問題外ですから、ここでもうそいでいい。うんにゃ、そら低どと協議会の中でやはり決めていくということになりますので、4年後にはもう黙おってもですね、人数と同規模の議員の報酬となれば安いということで、市民も納得をされる額が出ていくもんだと私は考えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、大体いろいろ意見が、まだ常盤委員。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

合併するという点で言えばいろいろ苦肉の策でそれぞれがそれぞれの立場でですねご苦労されながら今日まで来たという点はよく理解をしているつもりですが、やはり国分の関係の方々がおっしゃるといって言いますと、先ほど議長も言ったとおりだと思いますが、国分市を除く町議会で言いますと10万以上皆さんそれぞれ上がるわけですよ、結果を見るとですよ、いい、悪いは別にして、これが適切かどうかは別にしても。やはりこの、先ほど事務局の説明があったのも含めてやはり決して、その同規模若しくは国分の議会をベースにしたにしても、私はベターだとは思いませんし、思わないから言ってるんだろうというふうに思います。その検討委員会にもう1回検討せえというのができないとすればですね、先ほど言われた新市になって最初の報酬審議会を設置をされたら、早急に改善をするために提

案をしてもらうという意向をこう何か何らかの形で付けてもらうとか、そういうことはできないんですか。（「よろしいでしょうか。」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

私の方でその件についてどういたしますということは、立場上この段階ではお約束をできることではないというふうに思っております。併せまして、先ほどから出ておりますとおり、いろいろな検討されて答申されましたその附帯意見の中にも委員の方々からまとめられた中に「次回の改定の時には」ということで出されております。そういう意味で言えばこころをどのようにつなげるかということだろうと思いますので、それ以上のことについて私の方で踏み込んだご答弁というか、そういう形にはならないだろうと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

そうすると、要望にもなるかもしれませんが、新市発足後ですね早い段階での審議会で改善をするという方向で、方向にいくように協議会として要望をしていくという点はできないんですか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

協議会として要望していくということであれば、これは協議会委員の皆様方のご判断だろうと思えます。事務局の方でそのようにいたしますとか、できませんとかということはいえないと思っておりますので、あくまでも今答申という形でいただいておりますので、それ以上のことは事務局としては現在のところは申し上げられないと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の見解は分かりました。はい、津田和委員、そして吉村委員、次、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

今、両方から、国分の議会の方からそういう意見が出ているわけですから、これを、これも無視できないし、みんなの意見がいろいろ話をしてみれば、さっき私がくどくど言うようだけど、何か変わりがなければ即審議会を開くということも不可能だと思います。だから、4年後どうしても、定数も変わるわけだから、これでは議員の報酬も、私は最初から議員の報酬を上げて、もうちょっと人数をへがめて議員で生活ができるような報酬にしなければいけないということを私は今までずっと言うてきたわけですが、いい機会ですので、4年後に見直しをして、そして議員の報酬も議員生活が議員の給料だけでできるような報酬にしてもらいたいという私のこれは個人的な考えですが、そういう見解でお互いに今日のところはこれをひとつのんでいただいて、そして4年後に見直しをするということではいかがでしょうか。（「なし」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

それでは、ほとんど首長さん方も発言をいただきました。私は国分市さんのおっしゃることは報酬の額の面からいけば理解するんですけれども、やはり制度というものをしっかり考えていかなきゃいけな

い。稲垣委員さんがおっしゃったように、やはり報酬というのは、これは特別職の報酬というのは第三者機関で審議をいただいて、そして方向を決めていただく。こういうことになっておるわけでございます。今回も検討委員会を組織をして検討いただいた、あらゆる角度から検討いただいたと思います。その中には、今までも出ましたように、定数特例をとりましたからねえ、48名という、本来であれば恐らく34名が最高、これは10万から20万が34名ですから、ここは12万台であるとすれば31～2名でいいんじゃないかという議論も当然出てくるわけでございますから、その辺を考えますとですね、やはり今回は協議会として検討委員会をつくってやはりもんでいただいて、その答申を基本的には尊重しようという気持ちで私どもは臨んだと思っております。したがって、ここで十分にもんでいただいたものを一応出していただいておりますから、今回は、国分市も大変でしょうけれども、私はやはり報酬というのは、特別職がああせえ、こうしてくれということではやはり決まるべき問題ではないのではないかなあ。国分市の議会さんも議長さん、今日は代表して常盤議員さん、委員さんいらっしゃるわけですから、議員さんによく私はやっぱり説明していただいて、報酬というのはこう議会からこうしてほしいと要望して決まる問題じゃない。これは一応要望はしたけれども、議長会として要望をしたけれども、こういう機関で審議をいただいた結果、答申されたものが結局委員会でも認められたよというよき説明をいただければですね、私は国分の議員の皆さん方も、それこそ良識を持った方々、見識の高い議員さん方だろうと思っておりますから、ご理解いただけるのではないかと。是非ひとつ、大変でしょうけれども、そういうふうに説明をいただいて、今回はこういうことで私どもは了解させていただきたいなあ。今後、おっしゃるように、隼人の町長さんがおっしゃいましたように、定数特例が解けたその時点では当然市民のご理解もいただける時期がくるのではないかと。このように思うんですけども。（「議事進行」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

確かにですねよく皆さんのご意向は分かりましたので、しっかり伝えたいというふうに思います。ただ議員諸賢はですねこの金曜日の日に初めてこのことを承知したわけですね。全くこう時間がないということです。そして今日に至っているわけですが、日、月休みがありましてね。そしてこのように伝えてくれということでありましたら、伝えなきゃいかんと。皆さんの意見をすべて協議会の方では伝えましたという報告をさせていただくということで了解をしたいと。今二人でもその形で締めますよとご理解をいただきましたので、そういう形で以上で終わりたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

いろいろと意見がございましたが、この件につきましてはこの報告のとおり取り扱うこととしてご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なし、国分市におかれましてはここで出された意見の趣旨を十分に議会の方でおつなぎをしていただきたいというふうな要請もございましたので、その点につきましてもよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。本件につきましては報告のとおり取り扱うこととさせていただきます。

できます。ここでしばらく休憩いたします。10分間程度休憩いたします。

「休憩 午後 3時43分」

「再開 午後 3時53分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、再開をさせていただきます。次に、議事の（４）、報告第49号 - 、特別職の身分の取扱いについて（協定項目12）を議題といたします。本件につきましては議会監査専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会議会監査専門部会長（谷山 忠憲）

それでは、報告第49号 - 、特別職の身分の取扱いについて（協定項目の12）でございます。特別職の身分の取扱いについて、平成15年10月23日（協議第15号）、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年9月21日提出、始良中央地区合併協議会会長名でございます。裏の別紙を見ていただきたいと思います。協議項目1、監査委員、協議、決定された調整方針でございますが、監査委員の数、任期については、法令の定めるところによる。それにつきまして具体的な調整結果でございますが、1番目の監査委員の定数についてであります。地方自治法第195条第2項の規定により3人又は2人とする。ただし、町村にあっては2人となっており、今までもそれぞれの町でも2人であったのが、1市6町ともなると膨大な事務量が予測されるわけでございます。そのようなことから分科会、専門部会でも何回も協議を重ねましたが、監査委員の定数には自治法上制限があるために、あとは事務局の充実をするしかということで職員の確保について要望書を総務専門部会に出した経緯もでございます。そのようなことから定数につきましては、調整結果としては、地方自治法第195条第2項の規定に基づき3人とするをいたしました。2番目の任期についてですが、自治法第197条の規定に基づき具体的な調整結果は、お示ししてあるとおり、識見を有する者のうちから選任される者2名については4年、議員の中から選任される1名については議員の任期となります。また、識見2名、議選1名の配置につきましては、自治法196条の中に「監査委員の定数が3人以内である場合は、議員の中から選任する監査委員の数は1名とする。」ということになっておりますので、おのずと識見を有する監査委員の数は2人と決まってくるわけでございます。次に、3番目の監査委員の勤務形態についてでございますが、地方自治法196条第5項に「都道府県及び政令で定める市にあっては、少なくとも1人以上は常勤とする。」となっておりますが、霧島市については、九州各県の類似市、また、近くでは川内もですが、ほとんどが非常勤扱いであることから、分科会、専門部会で協議し、調整結果を監査委員の勤務形態は非常勤とするをいたしました。それと最後にちょっと補足しておきますが、この調整結果を結論付けるには、各市町の代表監査委員の方々と合同会議、それと総務部会の方々とも合議済みでございます。以上、報告いたします。よろしくをお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま議会監査専門部会から説明がございましたが、何かご意見・ご質問がありましたら挙手をお

願いたします。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。引き続きまして議事の(5)、報告第50号、使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目の16)を議題といたします。本件につきましては財政専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、財政専門部会長。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長(臼崎 良徳)

それでは、報告第50号、協定項目16、使用料、手数料等の取扱いについて、平成16年6月10日、協議、決定されました調整方針に基づき別紙のとおり調整いたしましたので、報告するものでございます。平成17年9月21日、始良中央地区合併協議会会長名でございます。資料の1ページ裏面の方をお開けください。協議項目1、使用料の合併までに調整するとして事項について具体的調整結果を申し上げます。使用料については、1、同一又は類似する施設のうち郷土館、歴史民俗資料館等の入場料、幼稚園保育料は、平成18年度から統一すると、2、上記以外で統一可能な施設については新市において検討するとしていたしました。使用料については、各分科会、専門部会でこれまで1市6町の施設を種別に整理し、同一又は類似施設で統一できるものは可能な限り合併までに調整するという調整方針に基づきまして、資料の2ページから3ページに記載しております参考資料のとおり、1、調整番号の合併と同時に統一するもの、調整番号の2、現行のとおりとするが、合併後に統一可能なもの、3として統一できないものの三つの区分に分類し、協議、調整を行いました。使用料につきましては、各々の施設によって料金設定の根拠や料金体系が異なり、市町間で大きな差異があることから、合併時に一気に統一することは、逆に住民に対し不公平感を抱くことにもなるため、合併と同時の統一は非常に難しいという調整結果となりました。その中で比較的料金の差異が小さかった郷土館、歴史民俗資料館等入場料は、大学生、一般は一人あたり100円、小・中・高校生は一人あたり50円に統一いたしました。また、住民への周知期間等も考慮いたしまして平成18年度からの統一とすることとしました。幼稚園保育料につきましては、今年の8月4日、今年の8月4日開催の第38回合併協議会におきまして平成18年度から統一することと承認されておりますので、具体的な調整内容につきましては省略させていただきます。調整結果番号の3の統一できないものとした施設については、他の団体に同一又は類似施設がないものや、施設はあるが、その設備、建築年次、利用形態などに大きな差異があるため、統一できない施設として調整をいたしました。その他としまして、調整方針と直接関係はありませんが、同一又は類似する施設で開閉の時間の異なるものについては、住民の利便性を図るため、できる限り統一の方向で調整をいたしました。以上のような調整結果を踏まえ、同一又は類似する施設の中で統一可能な施設については新市において引き続き検討することといたしました。次に、協定項目の2、協議項目の2、手数料の合併までに調整するとして事項について具体的調整結果を申し上げます。手数料につきましては、1、別紙のとおり統一する。2、実施時期については合併時とすることとしました。手数料につきましては、現在各市町で全く同じサービスを提供しているにもかかわらず、市町間において料金に多少の差異があることから、負担の公平性の原則を基本にサービスに対する適正な負担額として別紙のとおり統一いたしました。資料で4ページから5ページでございます。手数料の調整結果の中で霧島市の欄に斜線があるものにつき

ましては他の手数料に包括されたものや事務事業一元化調整により廃止されたものであります。以上で報告を終わります。よろしくお願いいいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま財政専門部会から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にございませんですか。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。それでは、引き続きまして議事の(6)、報告第51号、消防団の取扱いについて(協定項目23)を議題といたします。本件につきましては消防専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会消防専門部会長（南田 吉文）

報告第51号、消防団の取扱いについて(協定項目は23)でございます。消防団の取扱いについて、平成15年12月11日、協議第23号で協議、決定されました調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、次の記述を訂正お願い申し上げます。「協議を求める。」となっておりますが、「報告する。」にご訂正ください。大変失礼をいたしました。平成19年9月21日提出、協議会会長名でございます。次をお開きください。協議項目は消防団の取扱い、調整方針は、各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一するでございます。調整結果でございます。まず、前提といたしまして消防団員の現在の総数、いわゆる定数でございますが、これは変えないというのが基本でございます。定数は1,234名でございます。それらを変えないということを前提に、溝辺、横川に副団長を一人増員する。二つ目、隼人に副分団長を分団員数増員する。これは6分団ございますので、6名でございますが、牧園町が組織見直しをされまして3名減じておられますので、結果として3名増えております、全体としては、三つ目でございます。霧島に部長を分団員数増員する。これは4名でございます。四つ目、班長は班長以下の総団員数5人につき1人の割合で全体的な見直しを行う。具体的には次のようなことを参考にいたしております。班長以下の団員数が21人の場合、班長は4名、班長以下の団員数が23人の場合は班長5人、この結果、国分市さんが一番増えたわけでございますけれども、全体としては37名増えたようでございます。五つ目でございます。連合団長及び副連合団長は7名の団長による互選により各1名を選出する。従前副連合団長という名称は出てきていなかったと思っておりますけれども、去る7月19日の合同会議におきましてやはり連合団長を補佐する副連合団長も必要ではないかということで選出をいただいております。六つ目、組織体制は別紙のとおりとする。次の2ページをご覧いただきたいと思っております。霧島市消防団連合団長、参考までに申し上げますが、ここには国分市の五領団長が選出されております。互選されております。同じく副連合団長、ここには隼人の末広団長が互選されたところでございます。以下同じような組織体系をつくらうということで協議されておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。なお、組織体制につきましては、消防団団長はじめ、各幹部の合意を得ておるところでございます。また、4年以内の体制見直しということについても合意をいただいているところでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま消防専門部会から説明がありましたが、何かご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（榎並 勉）

すいません。直接協議項目の消防団の取扱いとはちょっとずれるかもしれませんが、それぞれの消防分団に後援会がございますが、この消防後援会が今後どのような形ですね、消防団との関係とか、あるいは組織とかいうのは見直されていくものか。ここあたりはちょっと説明をお伺いをしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会消防専門部会長（南田 吉文）

消防後援会につきましては、連合消防後援会というものをつくらないと。現行ございます各部、溝辺町さん若干違うんですけれども、現行の中でですね任意につくっていくということになっております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（榎並 勉）

すいません。もう1回、例えば、この今までは牧園町消防団、団に一つ後援会があって、そしていわゆる分団にまた後援会があってという形で、町組織の中に一つあって、そして分団に一つずつあってということで組織ができていたと思うんですけれども、この組織はどうなっていくのか。ちょっともう1点お願いしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会消防専門部会長（南田 吉文）

牧園町さんのそういった組織もそのまま残るということでございます。（「残る。」と言う声あり）、はい、連合、霧島市としての連合的な後援会をつくらないということでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。それでは、ほかにないようでございますので、延時委員、すいません。失礼しました。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

先ほど決めました報酬等の関係ですけれども、今、副連合団長ということをつけ加えたということですが、報酬等の方に副連合団長はないわけですが、その辺はどう判断されたのか。お尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会消防専門部会長（南田 吉文）

これにつきましてはですね連合団長が不慮の事故等あった場合に代行するという意味でございますので、ほかの団長さん方と同額でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますか。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事(7) 報告第52号、消防防災関係事業の取扱いについて(協定項目25-6)を議題といたします。本件につきましても消防専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会消防専門部会長（南田 吉文）

報告第52号、消防防災関係事業の取扱いについて（協定項目25 - 6）でございます。消防防災関係事業の取扱いについて、平成15年12月11日、協議第24号で協議、決定されました調整方針に基づき別紙のとおり調整しましたので、報告いたします。平成17年9月21日提出、協議会会長名でございます。協議項目、災害対策本部の組織編成についてでございます。調整方針は、災害対策本部の組織編成は、新市の行政組織や常備消防体制との整合性を図り、合併までに調整するございました。調整結果でございますけれども、災害対策本部の組織編成につきましては別紙1のとおりといたしております。2ページから7ページを参照いただきたいと思います。若干説明を申し上げます。まず2ページでございますけれども、表題でございますように、まだ案の段階ではございます。と申しますのも今日的な課題でございますいわゆる災害を含めた様々な危機に対処するという意味から新霧島市におきましては市長を補佐するところの危機管理官を設けようということで組織をつくったところでございます。この前の異動、人事内示でもございましたけれども、危機管理官は今選定中というようなことでございまして定まっております。最終的には危機管理官を中心に見直しを図っていきたいというふうに考えておるところでございます。そういうふうに見ていただきたいと思います。2ページの左上でございますが、本部長、市長でございますが、ここを補佐、専門的に補佐いたします危機管理官を設け、そこから直接、ずうっと下にいきまして消防班、消防対策部、それから水防、水道対策部は直接管轄するということにいたしております。そのほかの市長部局、教育長部局につきましては副本部長を經由いたしましてこのような組織、これは概念図でございますので、そのつもりでお目通しください。なお、総合支所等につきましては、総務対策部、本部総務班を経まして支部長、いわゆる総合支所長を経ましてそれぞれの班を統括しようとしておるところでございます。3ページ、4ページはそれを少し詳しくした各関係課を記載いたしておりますので、お目通しいただきたいと思います。なお、教育機関、消防班、それから水道施設班につきましてはそれぞれ支所との直通のパイプも持った方がいいということで概念図上このような点線で表しております。次、5ページ、6ページでございますけれども、ここにつきましては全くの概念図でございます。それぞれの対策本部あるいは警戒本部につきましては、図示するまでもございせんけれども、このようになるというようなことでございます。なお、本部の右側に横出しいたしておりますが、消防活動対策本部、これ仮称でございますが、ここにつきましては若干名称も変わるというふうに消防本部の方から聞いておりますので、そのつもりでお願いいたします。最後に7ページでございます。これは新市において策定するものでございますけれども、参考までに掲載いたしております。霧島市の地域防災計画の想定でございますが、これにつきましては新市発足後災害対策基本法に基づきまして策定されるわけでございますけれども、およそ10か月ほどかかるというふうに聞いておるところでございます。したがって、17年度予算で予算計上し、繰り越し、事業を延長いたしまして18年度のおよそ8月から9月頃策定されるものと考えております。その間、防災会議等の協議を経るものと考えておるところでございます。なお、それまでの間、8月までの間でございますけれども、各総合支所におきましては、現行手持ちの防災計画書があるわけでございますので、それを準用すると

いうことにいたしております。霧島市の防災計画につきましては、一般災害、地震災害、火山災害、この地域特有のものでございますけれども、火山災害も網羅しようということでございます。これにつきましては参照いただきたいと思います。以上、報告申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま消防専門部会から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、本件については報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の8になります。報告第40号 - 、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）を議題といたします。本件につきましては農林水産専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

それでは、報告第40号 - 、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）でございます。農林水産関係事業【農業】の取扱いについて、平成16年3月11日、協議第39号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告するものでございます。平成17年9月21日提出、協議会会長名でございます。それでは、別紙1ページをお開きください。誠に申し訳ございませんが、説明の前に1点だけ資料の訂正をお願い申し上げます。協議項目1、家畜共同出荷事業の具体的な調整結果、2点目に助成対象額は積み下ろしの下ろしが「下」となっておりますが、誠に申し訳ございませんが、こざとへの「降す」にご訂正方お願いいたします。それでは、協議項目1からご説明いたします。まず、家畜共同出荷事業ですが、協議会で協議、決定された調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については合併までに調整するでございました。本事業は高齢の畜産農家等の子牛出荷に対する支援を行うことにより農業生産の向上と経営の安定を図ることを目的としております。具体的な調整結果として、1点目、補助対象については牛の名義人で65歳以上の輸送手段のない者としております。この場合、同一家族は除きます。その他市長が特に認めたものとして特例を設けております。2点目ですが、助成対象額は積み卸しの労力相当額とし、助成額は1頭につき2千円としております。3点目ですが、制度の統一時期は18年度からとします。なお、平成17年度中は旧市町村の制度を適用します。次に、項目2、家畜導入事業ですが、協議会で決定された調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独事業の制度内容については合併までに調整するでありました。具体的な調整結果として、1点目、事業の目的は、家畜導入に対して必要な資金を貸し付け、経営の安定を図るものでございます。2点目として貸付金額ですが、貸し付けの利息は無利子とし、1農家あたりの貸付金額、頭数、期間の限度は、下記に記載してありますように、肥育素牛、これは生後4か月以上18か月未満のものでございますが、40万円、これは肉用牛のみでございまして、10頭で2年間、育成雌牛ですが、これも4か月以上18か月未満のもので、50万円、乳用牛につきましては40万円、3頭で5年間、成雌牛ですが、これは生後18か月以上4歳未満のものになりますが、50万円、乳用牛につきましては40万円、3頭で3年間ということでございます。3点目ですが、実施時期は合併時からとします。4点目ですが、国分市が現在毎年度予算計上し、JAこくぶに依頼している貸付業務につきましては現

行のとおり引き継ぎますが、制度改正も含めて速やかに合併後調整するといったしております。次に、項目3、畜産共進会ですが、協議会で協議、決定された調整方針は、関係機関と実施方法を協議し、合併までに調整するでございました。具体的な調整結果といたしまして、1点目、畜産共進会開催については、現行どおり旧市町で地区共進会を行い郡共進会出品牛を決定する。2点目ですが、畜産共進会の出品助成については、下記に記載してありますように、肉用牛、ホルスタインとも地区共進会、これは旧市町単位で実施するものでございますが、1頭あたり5千円、郡の共進会ですが、同じく1頭あたり2万円、県の共進会ですが、1頭あたり10万円としています。実施時期につきましては平成18年度からといったしております。以上、農林水産関係事業の農業の畜産関係事業について具体的な調整結果をご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございました。ただいま農林水産専門部会から説明がございましたが、何かご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。特になし、山下委員。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

共同輸送の2千円ということでございますが、溝辺町はですね今まで500円という事故積み立てというのがあったはずなんです、それはこの中に含まれているものかですね。1点お伺いいたします。○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

現在のところ数町におきまして事故基金が500円がございました。それにつきましてはいろいろとある町村、ない町村ございましたので、一緒に含めて出荷のための助成として2千円で統一するというところで協議しております。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

それはそれで了解いたしました。次ですね、2番目、家畜導入事業につきまして基金が4町で1億余りあるわけですが、50万の上限ですが、子育出荷牛についてはかなり高値で推移されておりますけれども、溝辺町の場合は80万という制度があったわけですが、ここらあたりについての調整内容についてお伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

本日ご報告申し上げますのは、特別導入基金とこの制度と二つございますが、本日のご報告は一般単独の補助、制度、貸付制度でございます、現在のところ溝辺町、牧園町、霧島町、それから福山町が実施していらっしゃるものを持ち寄って新市において実施するというところでございます。特別導入につきましては前回ご報告申し上げましたとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

特別導入事業につきましては理解をしているつもりですが、今回の今報告がございましたこの基金を利用した導入事業につきまして能力牛についての金額はこれで結局50万ということで、そこに至った経緯をお願いします。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

貸し付けにつきましては50万以上の貸し付けも検討いたしましたけど、農家の皆様方におかれましては特別導入の方もございますし、また、高額貸し付けてもですね、後の返済の計画とか、いろいろございますので、特別導入と同じ額の50万円で協議、決定いたしました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにはないようでございますので、この件につきましては報告のとおり取り扱うことといたします。引き続きまして協議事項の9、報告第44号 - 、農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）を議題といたします。本件につきましても農林水産専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

それでは、報告第44号 - 、農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25 - 16 - ）でございます。農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて、平成16年2月12日、協議第42号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり協議したので、報告するものでございます。平成17年9月21日提出、協議会会長名でございます。それでは、別紙1ページをお開きください。まず、農地、農業用施設災害復旧事業ですが、協議会で協議、決定された調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整するでありました。本事業は、農地、農業用施設が、防風、豪雨、洪水、その他異常な災害により被災した場合の災害復旧であり、時間雨量20mm、日雨量80mm以上、1箇所あたりの工事費が農地、農業用施設とも40万円以上が対象となります。具体的な調整結果として、分担金の負担割合は、農業用施設災害が0%、農地災害については国の補助金を除いた額の5分の1としております。2点目ですが、平成17年度災害については旧市町の受益者分担金の負担割合とすとしてしております。なお、災害には暫定災害と激甚災害がありますが、補助率はその都度若干異なりますが、農地災害で暫定災害が約75%程度、激甚災害が約90%程度となるようでございます。次に、項目2、単独災害復旧事業ですが、本事業も協議会で決定された調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐ。分担金の負担割合は合併までに調整するでございます。本事業は、農地災害復旧に係る激甚災害に指定され、工事費が13万円以上40万円未満の災害で、事業費の合計額が800万円を超える市町村が対象となっているようであります。具体的な調整結果として、分担金の負担割合は、農業用施設災害0%、農地災害については一般財源相当額の10分の1とすとしてしております。2点目ですが、平成17年度災害については旧市町村の受益者分担金の負担割合とすとしてしております。3点目ですが、農地災害復旧に係る激甚災害の指定を受けた時の小災害を対象としております。以上、農林水産関係事業【耕地】につきまして具体的な調整結果のご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま農林水産部会の方から説明がありました。この件につきまして何かご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことと

いたします。引き続きまして議事の(10)、報告第39号 - 、社会教育事業の取扱いについて(協定項目25 - 22)を議題といたします。本件につきましては教育専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会教育専門部会長(野村 定美)

それでは、報告第39号 - 、社会教育事業の取扱いについて(協定項目25 - 22)でございます。社会教育事業の取扱いについて、平成16年4月8日協議、決定されました調整方針に基づきまして別紙のとおり調整しましたので、報告いたします。平成17年9月21日提出、会長名でございます。それでは、次のページ1ページをお開きいただきたいと思います。協議項目4項目であります。このうち拠点公民館、次の段にございますが、社会教育関連施設、そして社会体育施設の3項目につきましては、いずれも施設の使用料、休館日、使用時間等につきまして合併までに調整するという調整方針でございましたので、これに関しましての調整結果について説明を申し上げます。いずれの施設にいたしましても使用料、休館日、使用時間につきましては統一する方向で協議を進めたところでありますが、管理体制の現状等からいたしましてすべてのことを統一することには無理がありましたので、統一可能なものは一部統一としましたが、基本的には現行による開館時間、休館日という調整結果といたしました。また、使用料の件につきましては、先ほど報告第50号、使用料、手数料等の取扱いについてご報告があったところでございます。詳細につきましては2ページからこの3項目につきまして説明を申し上げます。まず、2ページの方になりますが、公民館、地区公民館であります。公民館の5時以降又は土曜、日曜、祝日の管理体制につきましては、公社に委託あるいは警備会社に委託している所もあれば、職員の勤務時間以外は管理体制のない所、それぞれに管理体制も異なっております。また、地区公民館は、以前にも申し上げましたが、公民館主事が置かれて公民館事業が行われている地区公民館もございますし、その地域に住む住民の方々が中心となって使用されている地区公民館もあります。館の開閉も地域の代表者が行うなど管理体制にしましても26施設の地区公民館それぞれに異なっているところでございます。このようなことから使用時間、いわゆる開館時間につきましては、それぞれの施設の実情はあるものの、原則という表現を用いて統一することといたしました。右の欄の休館日につきましては、現在のそれぞれの施設の運営、そして管理体制の現状、特に地区公民館につきましては地域の実情に即した休館日を定めるとせざるを得ないことから、このような調整といたしました。また、使用料につきましては、研修室の面積の問題、冷暖房の使用料の問題、免除の基準等に差異がありますことから、統一するには現時点では無理があり、調整作業には大変時間を要した経緯があります。先ほども申し上げましたが、使用料、手数料の取扱いについて報告がなされたところであります。ただそれぞれの施設における使用料の徴収にも各市町差異がある現状でありますので、最低限は調整するといまして、具体的調整結果として、使用料の減免措置につきましては括弧の1、2、3、4に掲げていることを厳守することでの調整にいたしました。次のページ3ページをお開きいただきたいと思います。資料上段の図書館・図書室につきましては、図書室は拠点公民館等に併設されていますことから、当然管理運営体制も公民館と同様ですので、公民館に準じた開館時間、また休館日となりますことから、基本的には現行に

よる定めとしたところでございます。次に、資料の中段の下に掲載しておりますが、郷土館・資料館につきましては、この施設は館といたしましては単独館でございます。郷土館の管理体制につきましてもそれぞれでありますので、現状による定めといたしました。ただ入館料につきましては先ほど使用料の取扱いで報告がなされたとおりでございます。次の社会教育関連施設は、それぞれに機能を持った施設であり、他の施設と比較し難いものでございます。したがって、開館時間、休館日いずれも現行のとおりとすることといたしましたところ。次に、4ページをお開きいただきたいと思いますが、体育施設について説明を申し上げます。まず、4ページの上段にあります。体育館です。体育館の夜間、土曜、日曜、祝日の管理体制につきましても大方囑託等によって管理されている現状にありますので、使用時間は現行、休館日につきましては一部見直す部分もありますが、現行を基本といたしました。ただ右の欄に掲げていますとおり、具体的調整結果といたしましては、すべての体育施設を施設相互の均衡を保つために使用料の減免については統一することで調整をいたしましたところでございます。次に、4ページ中段以降に掲げてありますが、運動場でございます。運動場は体育館の隣接地に設置されているものがほとんどでございます。このようなことから体育館と兼ねた管理がなされていますので、体育館に準じた調整とさせていただきます。次のページ5ページをお開きいただきますと、この資料には、プール、武道館、その他の関連施設の諸施設につきましても体育館と同様の管理体制でございます。施設には独自性がありますので、それぞれの施設の機能を十分にもたらし、現在の管理能力や利用者にも配慮されている現状でありますので、基本的には現行ということで調整をいたしました。最後に資料の1ページの方にお戻りいただきますが、調整項目4項目目でございます。スポーツイベントについて説明をいたします。スポーツイベントにつきましては類似しているものは合併までに調整するという調整方針でございました。調整結果といたしましては、溝辺町で開催しています完走歩大会は廃止し、その他のイベントについては現行を引き継ぐといたしました。以上、社会教育事業の取扱い4項目につきまして調整結果についてご報告を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま教育専門部会長の方から説明がございましたが、これにつきまして何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないですね、ないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。引き続きまして議事の（11）、報告第54号、その他事業【契約関係事務】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ）を議題といたします。本件につきましては建設専門部会の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会建設専門部会長（岡元 邦昭）

説明申し上げます。報告第54号、その他事業【契約関係事務】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ）、その他事業【契約関係事務】の取扱いについて、平成16年5月27日、協議第62号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。17年9月21日提出、協議会長名でございます。次をお開きください。契約事務についてでございます。協議、決定された調整方針は、契約事

務については合併までに調整するとしております。具体的な調整結果は、各総合支所で行う工事等で予定価格が130万円以上の契約はすべて本庁で一括して契約を行うこととしており、1番目、契約価格の額が130万円以下の随意契約を除く工事等の契約事務は本庁工事監査部契約課で取り扱うとしております。2番目でありますが、現在1市6町とも契約保証金の額は10分の1以上としていることから、調整結果は、契約保証金の額は請負金額の10分の1以上の額とするとしております。3番目でございます。契約保証金は当初契約金額が130万円以下の場合は納付を免除するとしております。4番目でございます。現在前払金を牧園町や福山町は10分の3と決めております。国分市や隼人町は10分の4としており、また、国・県とも10分の4としていることから、調整結果は、前払金は請負金額の10分の4以内の額とするとしております。2番目でございます。工事等入札指名事務及び入札事務についてでございます。調整方針は、工事入札指名事務及び入札事務については、国分市の例により合併までに調整するとしております。各市町に提出されている入札参加資格の取り扱いについては、現行のとおり新市へ引き継ぎ、随時調整するとしておりました。調整結果としましては、1番目、委員会の構成についてと、指名委員会のことですが、委員会は、助役、総務部長、農林水産部長、建設部長、水道部長、教育部長、工事監査部長、以上の7名に当該事業の主務部長(当該事業が各総合支所管内で実施される場合には当該総合支所長を加える。)をもって組織するとしております。2番目でございます。予定価格の額が130万円以下の随意契約を除く工事等の指名競争入札を行う時には、指名委員会が指名業者を決定するとして、指名委員会の開催は本庁のみで行うこととしております。3番目、指名業者数については次のとおりとする。予定価格の額が1千万円未満の工事等については原則として5社以上、予定価格の額が1千万円以上5千万円未満の工事等については原則として8社以上、予定価格の額が5千万円以上の工事等については原則として12社以上としております。4番目、指名基準は地域性を考慮し、継続工事の指名回避を規定しないとしております。5番目、入札参加資格の取り扱いは現行のとおり新市へ引き継ぐ。現在各市町に提出されている入札参加願についてはそのまま新市へ引き継ぐとしております。6番目、130万円、予定価格が130万円以下の随意契約を除く工事等の入札事務は本庁工事監査部契約課で取り扱う。契約課で一括して契約を行うとしております。7番目、現在、建設工事指名競争入札に係る予定価格公表については、予定価格の額に105分の100を乗じて得た価格を公表する事前公表制度を採用し、消費税抜き工事価格とします。協議項目3番目の入札参加資格の格付でございます。4番、協議、決定された調整方針は、入札参加資格の格付の取り扱いについては、当分の間鹿児島県の格付を準用し、その間新市で格付を行う。具体的な調整結果は、各市町で基準が異なることから、1、土木、建築、舗装工事については、当分の間鹿児島県の格付を準用するとしております。2番目ですが、県では、造園、管、電気等の工事も格付を行っておりますが、現在霧島市においては業者の数も少なく、その分布に偏りがあることから、2番、造園、管、電気の工事の格付は新市の格付を行う際に同時に格付をするとしております。3番目です。土木、建築、舗装工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格については別紙のとおりとすると、別紙の資料にありますように、おおむね県の標準金額の2分の1としており、例えば、土木工事のA級は2千万円以上、B級は1千万円から2千万円、C級は500万円から1千万円、

D級は 500万円未満としております。以上で調整結果の報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ただいま建設専門部会からこの件につきまして説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。はい、山下委員。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

工事入札の指名事務について、調整結果の4ですが、「指名基準は地域性を考慮する。」と、この地域性を考慮するというは旧市町ということを指していらっしゃるものか。お伺ひいたします。○始良中央地区合併協議会建設専門部会長（岡元 邦昭）

そのとおりでございます。（「了解」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にほかにはないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。ここで先ほどの農林専門部会関係の農業の関係について説明の修正が求められておりますので、はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

先ほど農林水産関係事業の農業の家畜共同出荷事業の山下委員さんの事故基金の件につきまして2千円の中に含まれているというご回答をいたしました。実際は現時点では共同出荷班あるいはヘルパー組合が出荷をしておりますので、それらに補助をしているわけですが、新制度は65歳以上の個人にいたすということで協議、決定しておりますので、これは2千円の中には含まれておりません。あと今度は輸送する方が積み立てていただかなければならないということに相なりますので、ご訂正を申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。（「了解」と言う声あり）、はい、はい、それではもう引き続き次の（「どうもありがとうございました。」と言う声あり）、協議事項に入りたいと思います。次は、会議次第6の新市まちづくり計画(実施計画)についてを議題とします。事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局企画班長（木野田 隆）

それでは、新市まちづくり計画(実施計画)のご説明を申し上げます。企画班の方で取りまとめをいたしましたので、こちらの方でご報告申し上げます。資料は新市まちづくり計画(実施計画)、右肩の上に原案と書いてある資料でございます。分厚いA3の折り込みをした資料でございます。それでは、内容についてご説明をさせていただきます。ページをめくっていただきまして目次の方がございます。目次の方を見ていただきますと四つの項目について整理をしてあります。まず、基本方向としまして体系図、それから実施計画の概要、財政計画見込み、それから施策別、体系別の事業計画というような四つの項目について整理をいたしております。それでは、1ページの方でございますが、まず、まちづく

りの基本方向としましてまちづくりの体系図ということで一つのフローの流れを書いております。これは新市まちづくり計画の基本理念、将来像を実現するための七つの柱にハード・ソフト事業を整理しておりますので、その整理した項目を体系図に整理してあります。続きまして3ページの方をお開きください。3ページの方には新市まちづくり計画の概要ということで、まず一つ目を実施計画の趣旨ということで、新市まちづくり計画、この平成16年3月にこの冊子を皆様方にもお配りいたしました。これをつくりましてから既にもう1年半が経ちましたが、そういうつくってからですね策定後社会経済情勢の変化とか、それから各市町の事業計画、計画事業の進捗状況を踏まえて新市まちづくり計画の実施計画として対象事業を施策体系別、年度別に事業内容、事業費等を計上するものです。なお、霧島市総合計画は平成18年度を目標に策定予定であり、霧島市総合計画の実施計画策定までの暫定的なものであり、掲載してある各事業については、今後新市の施策や財政状況等により実施年度、内容及び事業費の見直しがされることがございます。次に、実施計画の期間でございますが、まちづくり計画の期間は10か年でございました。そのうち平成18年度から平成20年度までの3か年を計画期間とし、毎年度見直しを行うローリング方式とする実施計画を平成17年9月1日時点で策定をしたものでございます。続きまして4ページの方に入ります。財政計画でございますが、財政計画もこのまちづくり計画を策定した時のですね財政計画を踏まえ、平成18年度から20年度までの3年間の普通建設事業費の積上額と現行制度を基本として普通会計ベースで平成26年度までの10か年の財政計画を策定しております。次に、実施計画の策定の基本方針としましては、そこに掲げております三つの項目を主に策定の予定でございましたが、結果的には、この新市まちづくり計画の基本計画及び新市の一体化プロジェクトに位置付けられた新規事業や主要事業等と各市町の要望事業を中心に策定の予定でございましたが、具体的な新市としての新規事務事業の調整ができず、結果的には既存の各市町の要望事業や一元化された事業の中心の掲載になりました。対象事業でございます。そこに1番から8番を掲載しておりますが、今申しました条件でいきますと、特にこの2番、3番、4番、6番、7番ですね、このあたりが主な中心的な対象事業として掲載がしてございます。次に、5ページの方に入ります。ハード事業でございますが、ハード事業につきましては、各市町から提出をされました事業を合併協議会事務局で各市町ごとにヒアリングを行い、下記の要領で事業費、事業年度を調整しました。最終的には首長ヒアリングを経た後、まちづくり計画のプロジェクト・ワーキング会議で協議、検討して策定をいたしました。調整要領を八つほど書いておりますが、かいつまんでご説明申し上げますと、まず、継続事業については平成17年度予算ベースで調整しております。それから、新規事業につきましては、事業採択見込みがあるものについて事業を対象に各市町の年度間のバランスを考慮して実施年度、事業費の調整を行い計上いたしました。それから、新規の大型事業につきましては、合併後に霧島市全体で調整をする事業としてとらえ、今回は具体的な事業としては載せておりませんが、新市で検討する事業として整理がしてあります。それから、分科会で協議、調整をされている事業につきましては、財政のヒアリングを受けた事業費を計上しております。それから、学校とか、住宅とか、新市で整備計画を策定した後に行う事業につきましては、分科会で共通ルールをつくり、横断的な協議、調整を行い計上しております。それから、新市霧島市としての新規

事業を行うことができる弾力性のある計画としましたということで若干前回より事業費等の調整をしておりますが、少し既存の事業のほかにも新市として新しい事業ができるだけの余裕のある計画としたということでございます。それと7番目でございますが、分科会、専門部会で調整されたソフト事業費が増加傾向にあり、さらに義務的経費総額が流動的であるため、投資的経費については、各市町の直近の建設事業費及び財政シミュレーション結果に基づく普通建設事業費総額、前回のシミュレーション結果でございますが、約年間120億でございました。それを目安に表に示す標準財政規模により算出した事業費を参考にしながら最終調整を行いました。それぞれの市町の数値については参考値でそこに掲げております。結果的には1市6町の合計額といたしましては、平成18年度・19年度が約117億、平成20年度が約111億、3年平均で約115億となりました。それから、8番目でございますが、一部組合の事業や特別会計の事業についても同じく分科会、専門部会で協議、調整をされたものを計上いたしております。6ページの方に入ります。ソフト事業でございますが、ソフト事業につきましては、各分科会、専門部会で協議、調整し、合併協議会事務局でヒアリングを終えた事業のうち経常経費以外の事業でおおむね単年度事業費が100万円以上のものを計上しております。それから、合併特例債でございます。合併特例債事業でございますが、各市町から要望のある事業のうち情報通信網整備、市街地整備、新市の核となる施設整備等地域の格差是正、均衡ある発展に資する事業が対象事業になると予想されますが、具体的には新市において事業担当課と財政課で協議、検討することにしました。対象予定事業は下表の事業を想定しております。1番から12番のような事業でございます。包括的に掲載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。なお、合併特例債につきましては平成18年度から平成26年度までの9年間で総額350億円を限度として活用を見込んでおります。7ページの方は実施計画策定の流れとしましてそのフローを付けております。こちらについてはお目通しいただきたいと思います。それから、8ページの方ですが、財政計画見込みでございます。今回の財政計画は、新市まちづくり計画でこれを平成16年にお示ししましたが、お示ししました財政計画、その時には1市6町の合算額でやっておりました。それを基にしまして各科目別のですね推計年度の更新により今回は1市6町の合算額プラス一部事務組合分を加え策定をしています。特に変更になった要因だけをご説明を申し上げます。まず、歳入で主に見直しを行ったものは地方税と地方譲与税の所でございます。三位一体改革によります税源移譲の分、平成18年度の税制改正で個人住民税所得割の分が10%の比例税率化になるということで3兆円規模の税源移譲を国が実施するというふうに示しております。その中で地方税の19年度の所を見ていただきますと、18年度の所から地方税が若干伸び、地方譲与税が5億程度減っておるかと思っております。これは平成17・18年度に見込んでおりました地方譲与税の先ほど申しました税源移譲分を19年度以降は地方税の中の市町村民税の方へ約6億5千万程度移行をさせて計上しているということで、その内訳が19年以降地方税、地方譲与税が変わっております。それから、もう一つ、地方債です。下の方から3番目の地方債でございますが、先ほど申しました合併特例債の関係でございますが、地方債の見直しとしましては、合併特例債350億円を想定しておりますが、前回は平成17年度から平成26年度までの10年間で借り入れを計画しておりましたが、今回は17年度の借り入れが、年度途中の合併であり、困難である

ため、平成18年度から26年の9年で計上しております。なお、合併特例債の年度ごとの内訳は、平成18年度に30億、19年度から26年を40億という限度額でここに記載しております。それから、9ページの方でございます。9ページの方には歳出でございます。歳出の方で主に変わったものにつきましては、人件費、扶助費、補助費、普通建設事業費でございます。まず、人件費の所でございますが、人件費については、まず議員報酬を前回は2年の120名の在任特例ということで計上してありましたが、今回4年間の48名の定数特例ということに決まりましたので、それに応じた変更をしております。また、職員につきましては、前回は1,213名から10年間で962名に毎年5分の3の採用で減少していくと仮定していたものを、今回は特別会計、水道とか、そういった、病院関係ですね、そういった所の職員を除いた1,128名と、それから164名の消防関係の職員が一般の職員の方に入ってきますので、加えた1,292名から1,082名へ5分の3採用で減少していくと仮定をして再計算を行っております。その関係で前回と比べてこの人件費が若干その消防関係の職員の分が増えております。それから、扶助費でございますが、扶助費につきましては、平成16年度決算額が、毎年1%増で推移するというを基本にしてありますが、県から移行されます国分市以外の6町分のですね生活保護費、それから児童保護費等を加算して推計をしてあります。ですから、若干前回と比べて伸びております。それから、補助費等でございますが、これにつきましては先ほど申しました消防組合等の事務の方に関係一部事務組合の方への補助費というような計上をしておいたものを、今回は相殺しまして、その分が逆に減っております。それから、最後の普通建設事業費でございますが、これにつきましては前回は平成17年度から19年度の通常分の建設事業費の積み上げた額の70%に調整をいたしまして、平成20年度以降はこの3年間の平均値が推移するものとし、合併特例債事業を上乗せしてありました。今回は、後ほどご説明いたします別紙のA3の実施計画事業に掲載されております平成18年度から20年度の普通建設事業費の積上額を基に調整し、平成21年以降はこの3年間の平均値が推移するものとし、合併特例債事業費を先ほど申しました平成18年度が30億、それ以降は40億という形で上乗せをするようにして見直しを行っております。そういった形で新市の歳入歳出、18年度以降ですね大体520から30億ベースぐらいで動いていくというような財政計画見込みになっております。続きまして10ページの方でございます。10ページの方は一番下の方に米印で書いてありますが、後ろに付けておりますA3のハード事業、ソフト事業の合算額をそれぞれの施策分野別にソフト、ハード合わせた金額と特別会計分が掲載しております。合計で18年度230億、それから19年度が215億というような形で推移をしていくということで、これにつきましてはA3の一番、77ページ、8ページという一番最後のページを見ていただきたいと思います。一番最後のページでございます。その一番下の方にですねハード事業とソフト事業関係ということでそれぞれ集計をしております。この一般会計分、18年度の事業費の合計の所を見ていただきますと131億4,300万と、それから19年度が118億と、20年度が111億4,990万というような形で書いてございます。この数字が先ほど言いました財政計画の普通建設事業費の所にきているということで、その次のソフト事業の下の方に総合計ということで18年度が230億、19年度が215億というような形で掲載がしてあるかと思えます。その分がこの10ページの一番下の合計額にきております。それでは、11ページの方にお戻りいただ

きまして、この施策体系別の整理の仕方だけをご説明申し上げます。一番左にあります大項目、小項目というのが、先ほど冒頭説明いたしました体系図の区分になっております。そして次に事業名がございます。そしてその後に区域名というのが、これが国分全域とか書いてありますが、国分と書いてあるのが国分市の方でございます。全域というのは、例えば、この上の湛水防除、それから総合治水については国分市の計画でございます、がけ地近接等住宅については、これは全市町で行われておりますので、全域というようなとらえ方で掲載してあります。それから、あと実施主体でございますが、県がやるのか、霧島市でやるのか、あるいはその他の受益者の方々でやるのかというような形で区分をしております。そして実施年度については、継続しているものについては、開始年度が分かっているものについてはその年度、それから17年度から継続しているものについては17年度から何年というような表示をしております。それから、種別につきましては、負担金で行うのか、補助事業なのか、単独でやるのかというような区分をしております。それとその次の区分が新規、継続というような形でしておりますが、17年度から継続しているものについては継続、18年度から新たに作るものについては新規というような形でとらえております。そして17年度の事業内容、事業費用を掲載した後、各年度の事業内容、事業費を財源内識別に整理がしてございます。一番右の方には課名ということで、これは新市の担当課名を記入してあります。そして起債名につきましてはそれぞれ活用する起債名を計上しております。ページは飛びますが、31ページの方をお開きいただきたいと思います。31ページの方の真ん中あたりです。ゴミ処理体系の確立及び施設整備ということで資源ゴミの補助金等の表示の部分がございます。ここには金額が入っておりません。入っているものと入っていないものがございます。右の方に新市で調整というような形で書いてありますが、これにつきましては分科会等で協議、調整はされたんですが、一応9月1日現在の中ではまだ新市の政策判断が必要というような観点から金額は表示をしておりません。そこはご理解をいただきたいということで、主に17年度の事業費を掲載してございますので、おおむねそれが横ばいでいくんじゃないというふうに考えておりますので、そこはご了承いただきたいと思います。以上で新市まちづくり計画の実施計画についてのご説明を終わりますが、本日はまだ印刷の関係上自前の印刷となっております。少し中のページが飛んでおられた方もいらっしゃるかもしれません。その方にはこちらの方でまたお渡しいたしたいと思います。そしてこれを最終的には、現在印刷会社と印刷製本の契約をしております、今月末には製本をし終わるということで、10月の初めには皆様方の方にも配付ができるかというふうに考えております。以上でまちづくり計画(実施計画)のご報告を終わります。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ありがとうございました。分厚い資料を簡潔に説明いただきましてありがとうございました。ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして何かご質問・ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございます。この件についてはですね今ありました。じっくりと見ていただかなければならないような部分もあるかと思いますが、一応報告のとおり取り扱うことといたします。次に、大変遅くなっております。会議次第7のコミュニティ検討委員会の意見書及び共生・協働

のまちづくり指針(案)についてを議題といたします。この件につきましてはまず松枝コミュニティ検討委員会委員長の方から新市のまちづくりに対する意見書についてご説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会コミュニティ検討委員会委員長(松枝 洋一郎)

5時を回って大変お疲れでございますけれども、コミュニティ検討委員会の検討結果について報告をいたします。コミュニティ検討委員会は、当協議会幹事会の下に設置されまして、今年の5月から8月まで約4か月間コミュニティの問題について検討を重ねてまいりました。委員の氏名はお手元の意見書の、この意見書の5ページに記載されてあります。各市町から4名ずつの自治会、市民活動団体で現在活躍いただいている方々を4名ずつ推薦をいただきまして28名で構成されて、私が不肖委員長、牧園町の中西修さんが副委員長を承りまして作業を進めてまいりました。同じ意見書の7ページでございますように、委員会は、各市町のコミュニティの現状と課題の分析、課題解決に向けて取り組むべきこと、それを踏まえての指針案の検討、さらにはコミュニティに対する行政の支援制度について検討をいたしてまいりました。ご案内のとおり、「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市の創造」が新市の向かうべき将来の道筋として示されております。人が拓くでございます。そのラインの中でややもするとこれまでの行政主導のまちづくりから、住民の参加・参画のまちづくりを基本に今後はまちづくりを進めていく必要がございますが、これを進めていく上でコミュニティ、すなわち各地域の自治会があるいはテーマを持って活動している団体、テーマコミュニティの役割が今後は特に重要になってくるし、その活動に対する期待も大きいというようなことから、後ほど事務局の方から説明がございます共生・協働のまちづくり指針、これの検討と、その過程で出てまいりました各委員からの貴重なご意見を意見書として取りまとめまして、ここにご報告をいたすわけでございます。この意見書に沿いまして意見書の2ページをお開きいただきたいと存じます。まず第1は自治組織の運営支援についてでございます。自らのことは自らで行うまちづくりを基本に自治会活動を今後は特に進めていく必要がございますが、これについては各自治会ともぎりぎりの財政の下で、各自治会の会員から出してもらう会費の中で運営をいたしているわけでございますので、行政の積極的な指導・支援をお願いしたいということでございます。第2は、情報の共有、相互理解についてでございます。行政、市民双方の情報が特に今後は重要でございます。そのための施策を充実してほしいという意見が出ました。第3はまちづくりに対します意識の醸成や担い手の育成でございます。ボランティア団体にいたしましても、地域の自治会にいたしましても口ではいいことを言っておりますけれども、なかなかその担い手がいないと、年度のたらい回しになっているというような状態もあるわけですので、これの育成が極めて重要でございます。第4はまちづくりに参加しやすい仕組みづくりについてでございます。特にここでは地域において住民が主体となって計画を作成いたしまして、その地域の自治会の計画を、将来像を踏まえた計画をつくって、これに基づきその地域独特の特性を生かしたまちづくりを計画的に進める必要があり、その地域まちづくり支援制度の積極的な実施、先ほどもちょっと予算が出ておりましたけれども、もっと予算を拡充していただきたい。また、市民団体などの活動を今後は特に支援する必要がございますので、市民活動支援制度の導入を是非ご検討をいただきたいと存じます。千葉県市の市川市にはユニークな制度が効果を上げており

まして、新市ではこうした先進的な制度こそが望まれるところでございます。第5番目は活動のための拠点の整備についてでございます。これについては当然のことでございますが、まだ自治会の集会所、広場の整備充実、ない所もあるわけでございます。市民団体などの活動拠点の提供、すなわち合併後の総合支所がもし会議室等が空いておれば、これの利用についてご配慮をいただきたいと存じます。第6は市職員の意識改革と市の組織体制の充実についてでございます。特に計画的な自治活動推進には市職員の指導・支援がどうしても不可欠でございます。そのため、地区の自治公民館に2～3名のサポーターチーム制度、また、テーマコミュニティの指導・支援、相談窓口となる行政組織の窓口の整備をお願いをいたしたい。こういう要望が特に出てまいりました。市職員の全体的な意識改革は、こうした流れの意識、認識をきちんとしていただいて、自らがその地域のコミュニティにあって参加、参画することを希望するものでございます。7番目に、最後に第7の市の施策等を評価する仕組みづくりでございますが、これは行政の効果を計るものとして当然でございますが、コミュニティ施策についてももちろん自らが自らのこととして事業の評価制度も市の方でご検討を仕組みについていただければということが出ております。以上、要約して申し上げましたが、現在ほとんど、言うてはこうでございますが、ほとんどボランティアで実働をして活動しているコミュニティ、自治会並びにテーマコミュニティの方々の代表のご意見でございます。非常に重く受け止めて、新市の市長になられた方はこのことを十分ご配慮をお願いいたしたいと存じます。なお、新霧島市になりましてからもこのようなコミュニティ検討委員会が自らの活動を行政の支援について前向きに検討する場をつくってほしいという意見がございました。関係者のまちづくりに対する、地域のまちづくりに対します真摯な意見としてご検討をお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございます。ただいま松枝委員長の方からご説明をいただきましたが、委員の皆様から何かこれについてご質問等ございませんでしょうか。特にないようでございます。大変素晴らしい整理をいただいているのではないかというふうに思います。松枝委員長さんにはコミュニティ検討委員会の委員長として大変ご苦勞をいただきましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。これでご意見については終わらせていただきます。ありがとうございます。引き続きまして共生・協働のまちづくり指針（素案）についてを議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、共生・協働のまちづくり指針（素案）について説明させていただきます。ただいま松枝委員長の報告にありましたけれども、新市におけるコミュニティ施策を推進するための基本的な考え方を示す指針の素案を住民代表の方々と一緒になって作成をいたしました。まず指針の名称でございますが、当初コミュニティ指針という表現をしておりましたけれども、このコミュニティという言葉がなかなか分かりづらいというようなことでいろいろ議論されました。最終的に表題にあります共生・協働のまちづくり指針（案）として整理をいたしたところでございます。経過説明はただいまありましたけれども、この素案につきましては新市において正式に策定される指針の基本的な資料として取り扱わせてい

ただくということになります。中身につきましてはもう要点だけを説明させていただきますが、まず1ページでございます。目次で説明させていただきますけれども、構成として、1番目に指針策定の目的、2番目には市民活動の現状、3番目でその課題、4番目で基本的な考え方、5番目として基本方針で構成いたしております。6ページに展開いたします。6ページは基本的な考え方として五つの基本原則を設けさせていただいております。対等の原則、相互理解の原則、自立性の原則、評価の原則、公開の原則といたしております。7ページでございますけれども、役割分担、最終的には新市のコミュニティが目指す方向性として、ここの表にありますとおり、従来行政主導型であった部分を市民主導型に展開していくんだということになります。これまでは市民が自主的に活動する領域、市民と行政が協働する領域、行政が自らの責任で処理していく領域というのがございました。ただいま申し上げましたけれども、行政主導が主であったということでございますけれども、これからは市民主体と言うんでしょうか、市民が主体になって活動していくということでこの左の方が拡大してまいります。それを、一番下の方にありますけれども、しいては協働の領域として共に事業展開していくということになってまいるというふうに考えております。8ページから後につきましてはそれぞれ、共生・協働のまちづくりの基本方針を七つの課題についてそれぞれ具体的な方策、内容を掲載しております。時間の関係で中身につきましては割愛させていただきますけれども、お目通しをお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から大変簡単に説明をしていただいたところでございますが、内容は大変深みのあるものではないかと思っております。皆さんの中からご意見・ご質問があれば、お伺いをしたいと思います。それでは、特にないようでございます。この件につきましては報告のとおり取り扱うということにいたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございます。ありがとうございます。本件については報告のとおり取り扱うことといたします。最後になりましたが、会議次第8のその他に入ります。「霧島市公共施設名称」について事務局の方から説明をお願いいたします。はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

2点ほどございます。まず最初に霧島市がスタートをするにあたりまして公共施設の名称、これを整理する必要があります。事務局で検討した結果、それを一覧として取りまとめましたので、報告をいたします。霧島市公共施設の名称についてでございます。基本的な考え方をこれも5点に整理をさせていただいております。1番目として霧島市を付ける施設、これは学校関係とか、それから霧島市管内で単独の施設というふうなものにつきましては冠に霧島を付けるという整理をさせていただいております。2番目といたしまして霧島市の次に旧市町名を付ける施設としてございます。旧市町名を付けないと理解しにくいと思われる施設をあてております。例といたしまして国分市立図書館を霧島市立国分図書館というような形で霧島市の後に旧市町名を付けております。それから、次のページでございますけれども、3番目、旧市町名を付ける施設として既に固有名詞として定着している施設ということでございま

す。例えば、国分シビックセンター、これ等についてはもうこの名称でいきますよということですね。それから、霧島神話の里公園、サン天降、これ等についてはもう既に定着している施設名であるとしてこのような形で整理がしてあります。ちなみにシビックセンターにつきましては、行政棟、議会棟、複合施設棟すべてを含めた呼び名でございます。それから、4番目といたしまして霧島市及び旧市町名を付けない施設、都市公園条例等又は地域住民に深く浸透している公園であえて霧島市等を付けない分でございます。例として城山公園、上床公園、丸岡公園、見次公園といった形であえて霧島市を付けないという形で整理をしております。5番目といたしまして合併を機に新たに名称変更をする施設としてあります。国分市視聴覚センターを霧島市メディアセンター、それから牧園町総合体育館を霧島市牧園アリーナ、こういった形で5点に絞って整理をさせていただきます。1ページからページを付けておりますけれども、旧市町ごとに公共施設の名称、合併前の施設名称と霧島市での呼び方、これを整理をさせていただいております。備考としては先ほど言いました5点の中のどれをあてたということでの番号の整理でございます。以上が霧島市の公共施設名称でございます。もう1点、前もって配付をいたしておりましたけれども、開庁式について1枚紙で配付をしております。現段階では案でございます。「開庁式について」をご覧いただきたいと思います。期日を11月の7日の月曜日でございます。各総合支所、本庁それぞれ基本的には執務時間8時15分までに終了するスケジュールを組んであります。上の方が各総合支所でございます。7時50分から職員による開庁式を行うということを計画いたしております。本庁の方は午前7時30分から本庁の市民広場の所で執り行うということで、会順につきましてはこういった形で考えてございます。来賓案内につきましては、ここに、人数まで一応予定をいたしておりますけれども、こういった方々に案内を申し上げたいということでございます。開庁式につきましてはこういったスケジュールを今現在考えておりますので、協議会員の皆さん方につきましても来賓ということで案内することになりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。以上2点報告を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございました2点につきまして何かご質問等がありましたらお願いをいたします。特にないようでございます。本件につきましては報告のとおり取り扱うことといたします。その他で委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にございませんね。それではほかにないようですが、次回の日程等について事務局の方。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程でございます。予定では最後の合併協議会ということでございますけれども、第41回合併協議会は、10月31日（月曜日）午後1時半からこのホールで開催をさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

以上をもちまして本日の議長の役目を終わらせていただきます。正味4時間にもわたる長時間になりましたが、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これをもちまして第40回始良中央地区合併協議会を閉会いたします。

「閉 会 午後 5時35分」